

第2期

久御山町

子ども・子育て支援プラン



令和2年3月  
久御山町



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の対象 .....	4
4 計画の期間 .....	4
5 計画の策定体制と経緯 .....	4
<b>第2章 久御山町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 人口等の動向 .....	5
2 「久御山町子ども・子育て支援に関する調査」の結果概要 .....	13
3 第1期計画の進捗評価 .....	23
4 久御山町における子ども・子育て支援の総合的課題 .....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
1 子ども・子育て支援の基本理念 .....	33
2 基本目標 .....	34
3 施策の体系 .....	36
<b>第4章 目標実現のための施策の展開</b> .....	<b>37</b>
基本目標1 子どもの健やかな成長と自立への支援 .....	37
基本目標2 子どもの最善の利益の確保への支援 .....	44
基本目標3 子どもの安心・安全な生活への支援 .....	50
基本目標4 子育てと仕事・地域生活の両立への支援 .....	52
<b>第5章 保育・教育・子育て支援事業について</b> .....	<b>54</b>
1 量の見込みと確保方策等について .....	54
2 将来フレーム（将来の子ども人口） .....	55
3 教育・保育提供区域 .....	57
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容 .....	58
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	60
6 幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保 .....	67
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	67
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>68</b>
1 住民や関係団体、企業等との連携 .....	68
2 計画の進行管理 .....	68
<b>資料編</b> .....	<b>69</b>
1 計画の策定経過 .....	69
2 久御山町子ども・子育て会議条例 .....	71
3 久御山町子ども・子育て会議 委員名簿 .....	73
4 用語解説 .....	74

（本編中の用語は右上に\*を付け、複数ある場合は、最初に付けています。）

## 【令和元年度の表記について】

本計画においては、2019年4月1日～2020年3月31日を令和元年度とする。





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援\*を総合的に進める新しい仕組みとして、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法\*が成立し、この関連3法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援を充実することを柱とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。

加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が平成26年度末から10年間延長され、地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取組及び行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

これを踏まえ、久御山町においては、すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実を通じて、親子の笑顔があふれる久御山町をめざし、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的なものとして、平成27年3月に「久御山町子ども・子育て支援プラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を進めてきました。

その後、国においては、平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童\*を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破し、すべての児童の安心・安全な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン\*」が策定され、保育の受け皿確保などの目標が示されたところです。

また、「新しい経済政策パッケージ\*」、「骨太の方針2018\*」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育・保育の無償化\*が、令和元年10月から始まりました。

こうした状況の中、「久御山町子ども・子育て支援プラン」を見直すとともに、引き続き本町の子どもやその親が幸せに暮らしていけるよう、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や、それに伴う子育て支援ニーズ等の変化に対応した、より効果的で実効性のある計画とするため、新たに「第2期久御山町子ども・子育て支援プラン」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

「久御山町子ども・子育て支援プラン」(以下、本計画という)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業\*の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法\*」第8条に基づく「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」の内容を合わせ持った計画としているほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に努力義務として定められている「子どもの貧困対策推進計画」を包含し、幅広い子ども・子育て支援策を推進するための基本的かつ総合的な計画として策定します。

#### 次世代育成支援対策推進法 (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律

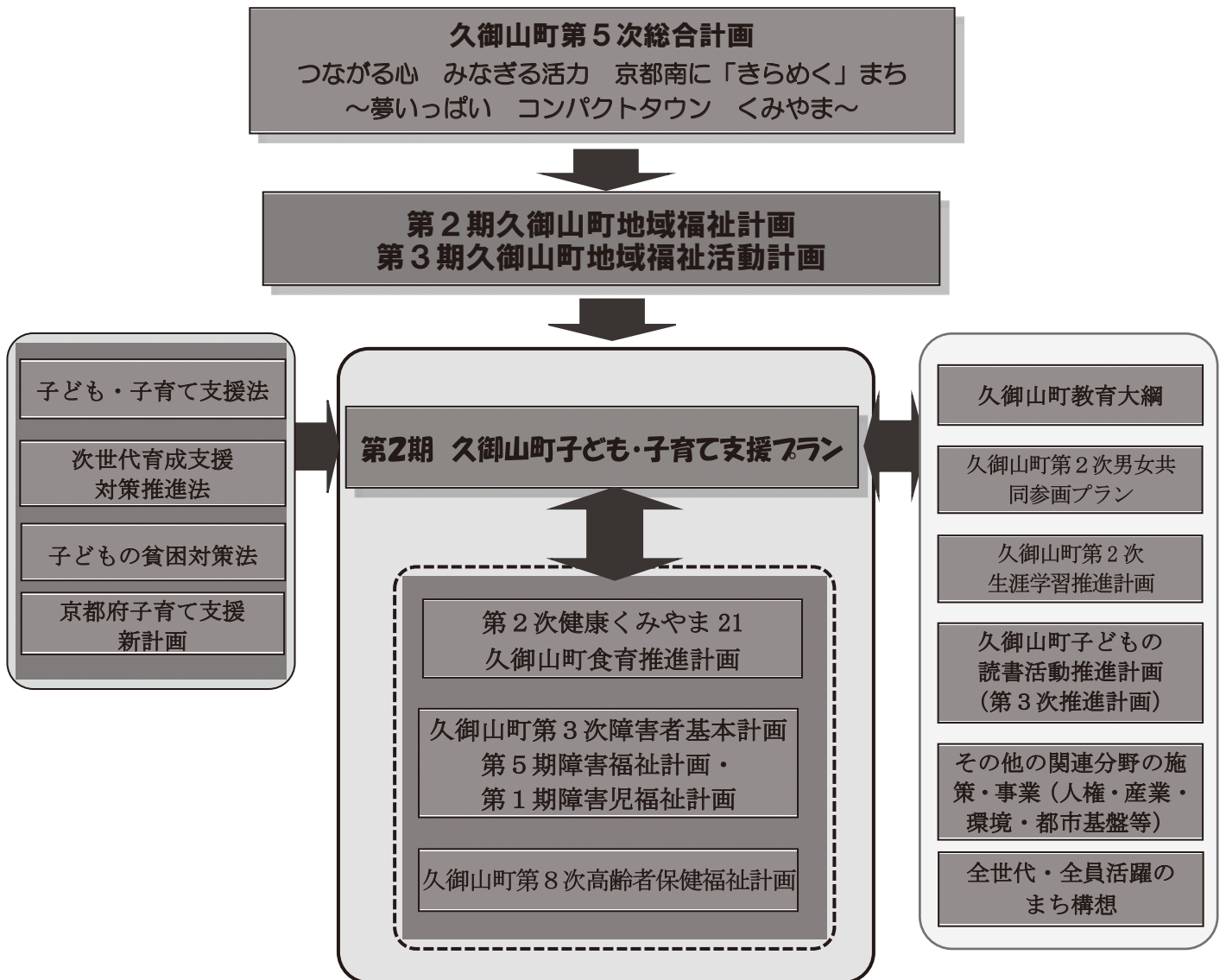
第九条第二項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

## (2) 久御山町計画体系等における位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「久御山町総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図る計画となります。

なお、本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

### ■計画の位置づけ



### 3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としております。

#### ■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

##### 子ども・子育て支援法

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで  
の間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達す  
るまでの者をいう。

### 4 計画の期間

本計画は、令和2年度～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
第1期 子ども・子育て支援プラン					第2期 子ども・子育て支援プラン						
●中間 評価					●改定		●中間 評価			●改定	

### 5 計画の策定体制と経緯

#### (1) 久御山町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、町民、学識経験者、保育・教育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「久御山町子ども・子育て会議\*」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

#### (2) 計画策定に伴う基礎調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。それによって得られた町民の保育・教育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

#### (3) パブリックコメント\*の実施

令和元年12月から令和2年1月に町民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 久御山町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 人口等の動向

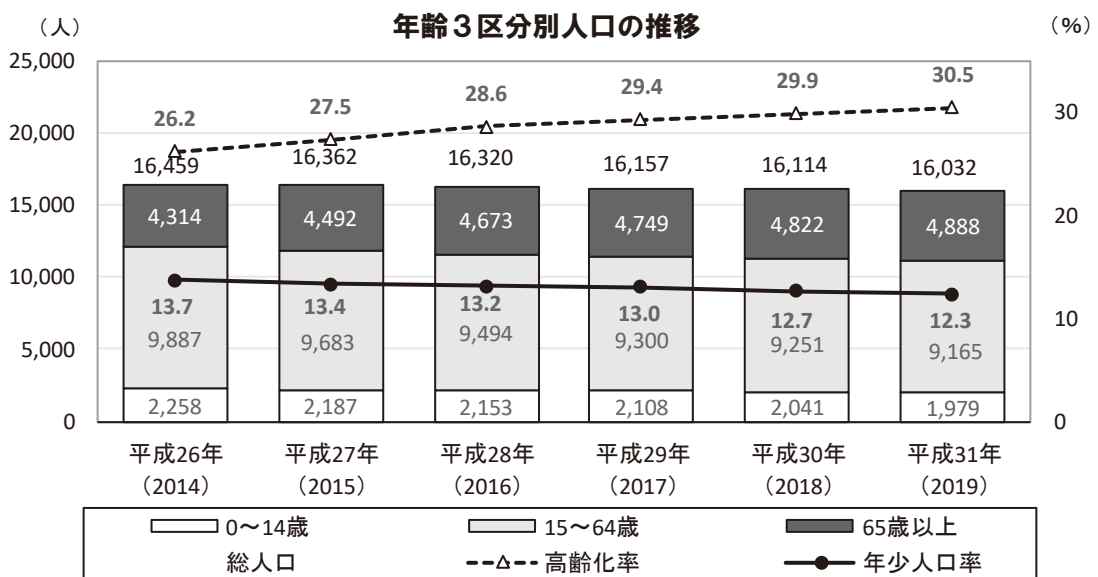
総人口とともに年少人口、生産年齢人口は減少している一方で、高齢人口が増加

#### (1) 人口・世帯・人口動態等

##### ① 総人口の推移

久御山町の総人口は毎年微減を続け、平成26年の16,459人から、平成31年に16,032人と、5年間で427人減少しています。

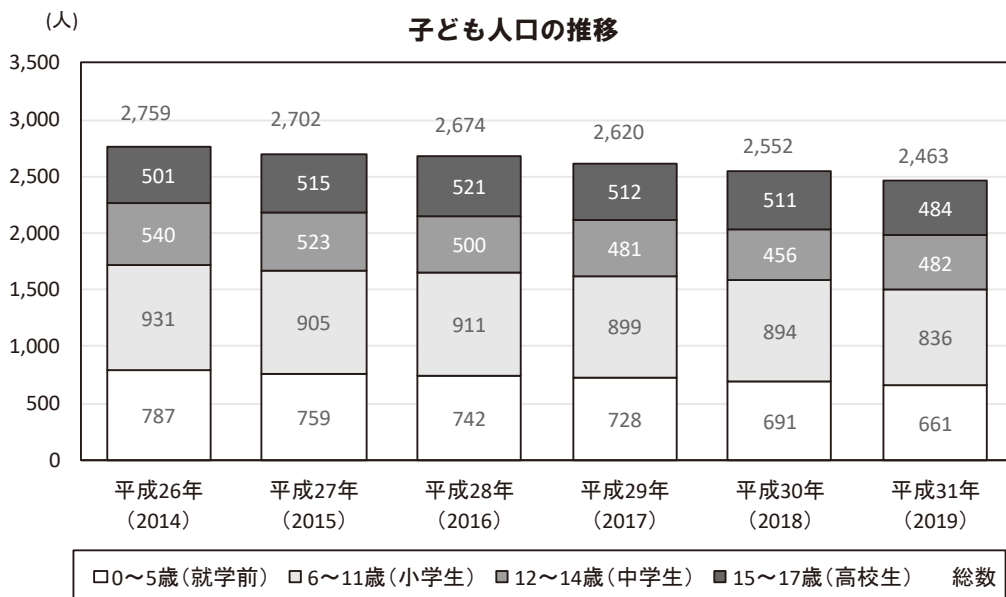
また、65歳以上の高齢化率が平成31年には30.5%と、平成26年と比較して4.3ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。



※住民基本台帳（各年4月1日現在）

##### ② 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、概ねどの年齢層も減少傾向で推移しています。

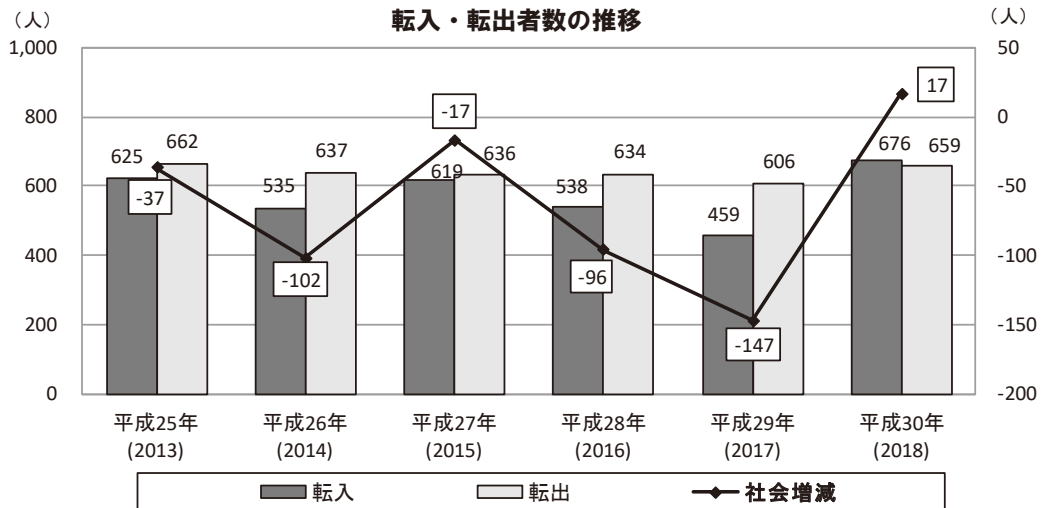


※住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 転入より転出が多い社会減が続いていましたが、平成30年には社会増に

### ③ 転入・転出者数の推移

久御山町の転入者数はこの5年間で増減を繰り返し、平成30年には676人となっています。一方、転出者数は600人から660人程度で推移し、平成30年には社会増に転じています。



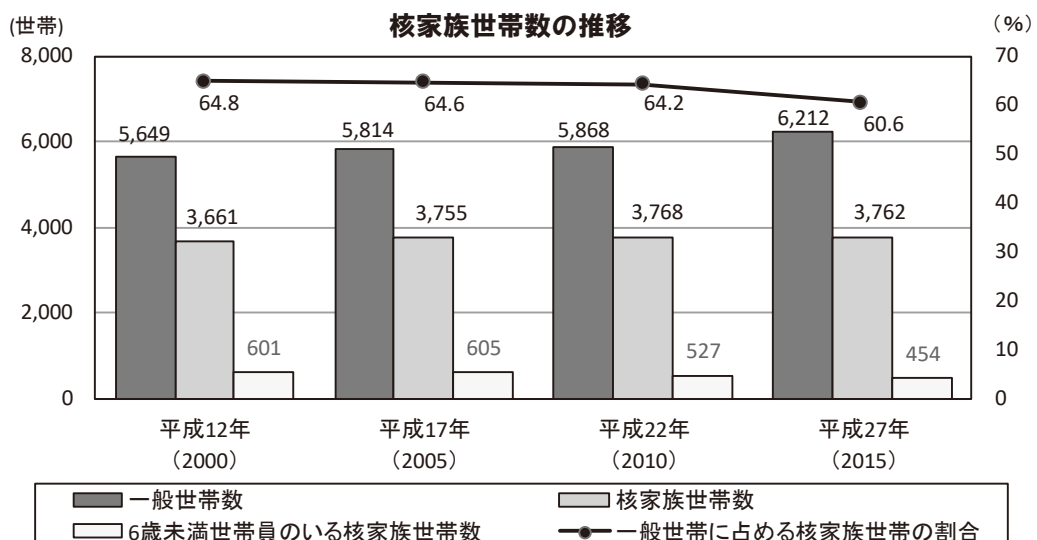
※住民基本台帳人口移動報告 (年報)

## 子どものいる世帯の割合は全国及び京都府水準より高く、6歳未満の子どものいる世帯の8割超が核家族

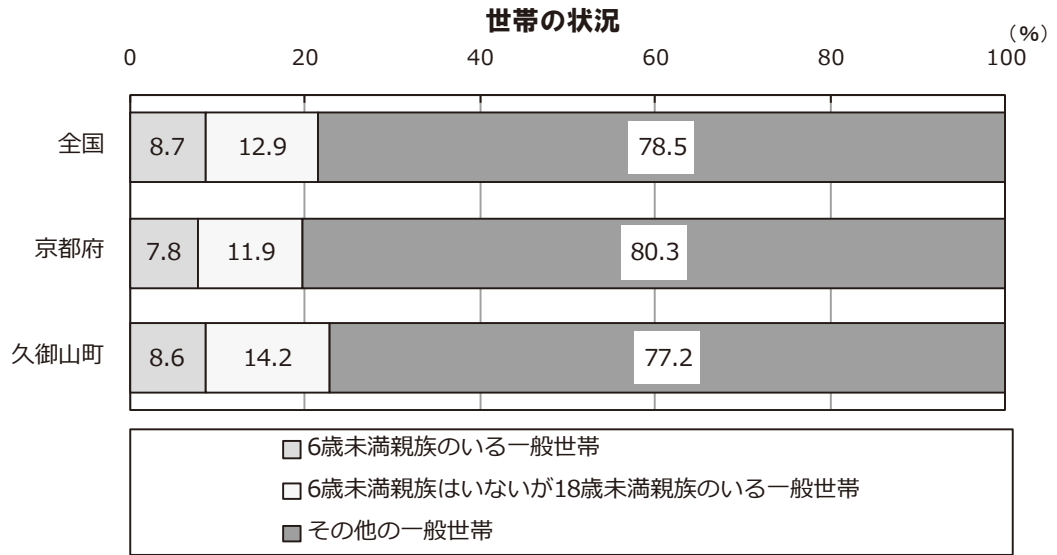
### ④ 世帯構造

久御山町の一般世帯数は増加を続けていますが、そのうち核家族世帯数は平成27年に増加が止まりました。また、6歳未満の子どものいる核家族世帯数は、平成22年から減少に転じています。

6歳未満の子どものいる一般世帯は一般世帯総数の8.6%、6歳未満はいるが18歳未満の子どものいる一般世帯は14.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は22.8%となり、全国水準や京都府水準を上回っています。

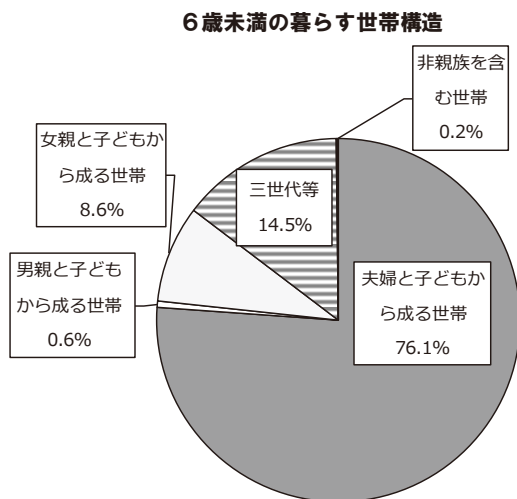


※各年国勢調査



※国勢調査(平成27年)

6歳未満の子ども(691人)のいる世帯は532世帯であり、うち85.3%が核家族となっています。



	世帯数(世帯)	世帯人員(人)	6歳未満人員(人)
一般世帯	6,212	15,605	691
6歳未満がいる世帯	532	2,190	691
核家族	454	1,740	588
夫婦と子どもから成る世帯	405	1,592	530
男親と子どもから成る世帯	3	8	4
女親と子どもから成る世帯	46	140	54
三世代等	77	445	102
非親族を含む世帯	1	5	1

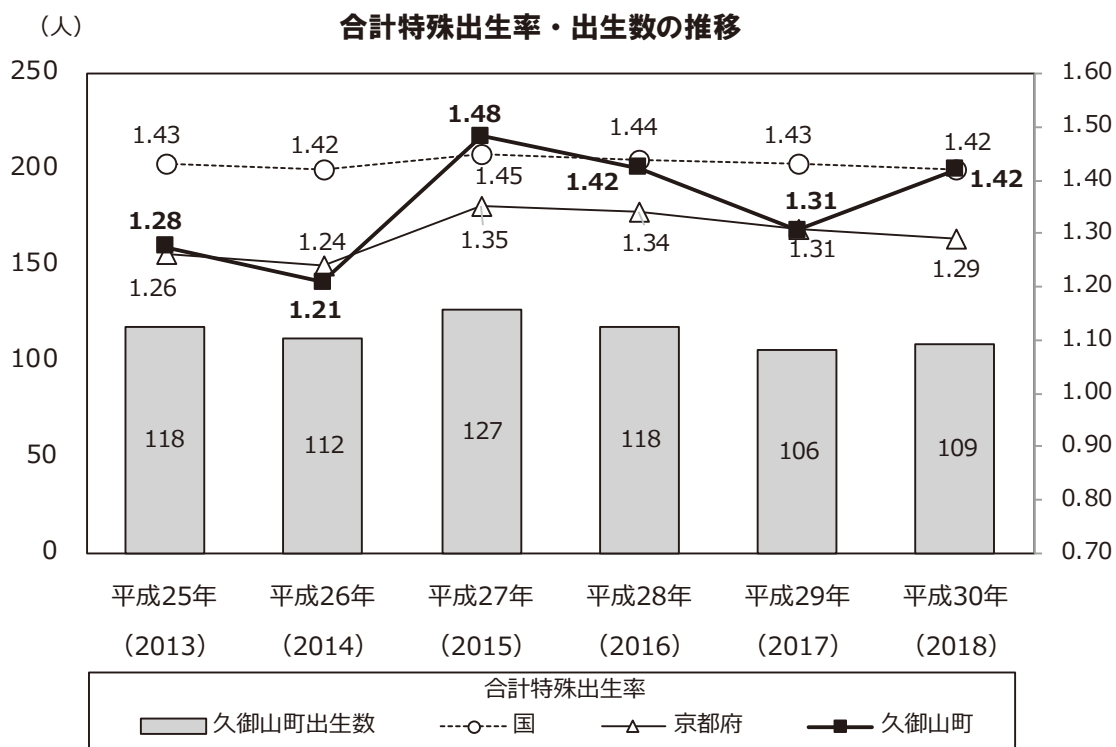
※国勢調査(平成27年)

## 合計特殊出生率\*は、概ね京都府と同程度も年次により変動が大きい

### ⑤ 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年に全国及び京都府を上回る水準を示したのち、やや低下傾向にありましたが、平成30年には国と同じ1.42まで回復しています。

近年の出生数は、平成27年の127人をピークに減少傾向にあります。



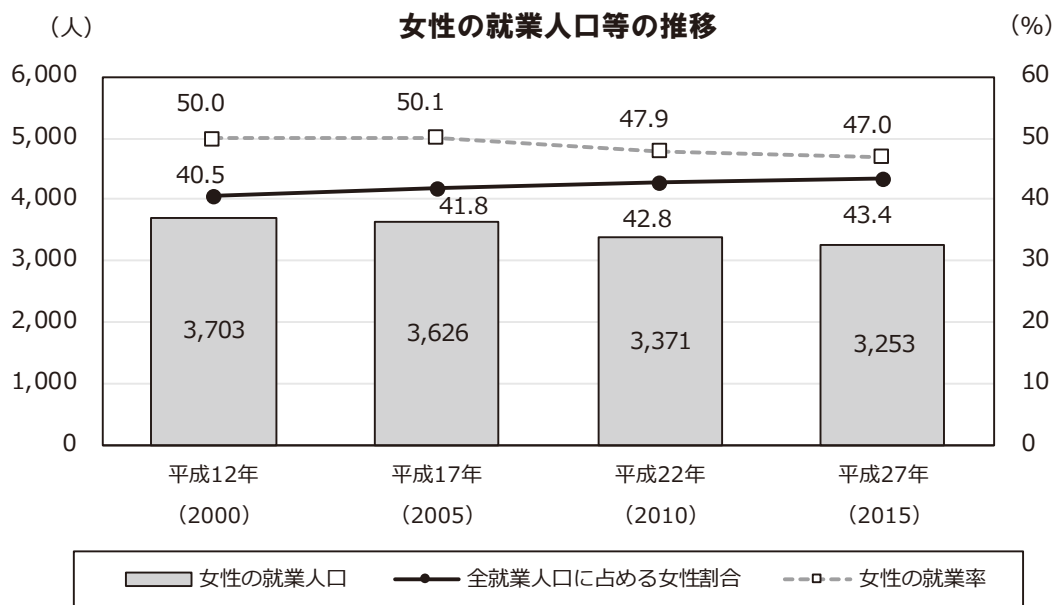
※合計特殊出生率（国、京都府：人口動態統計、久御山町：住民基本台帳より算出）  
 ※出生数：人口動態統計



## (2) 女性の就業状況

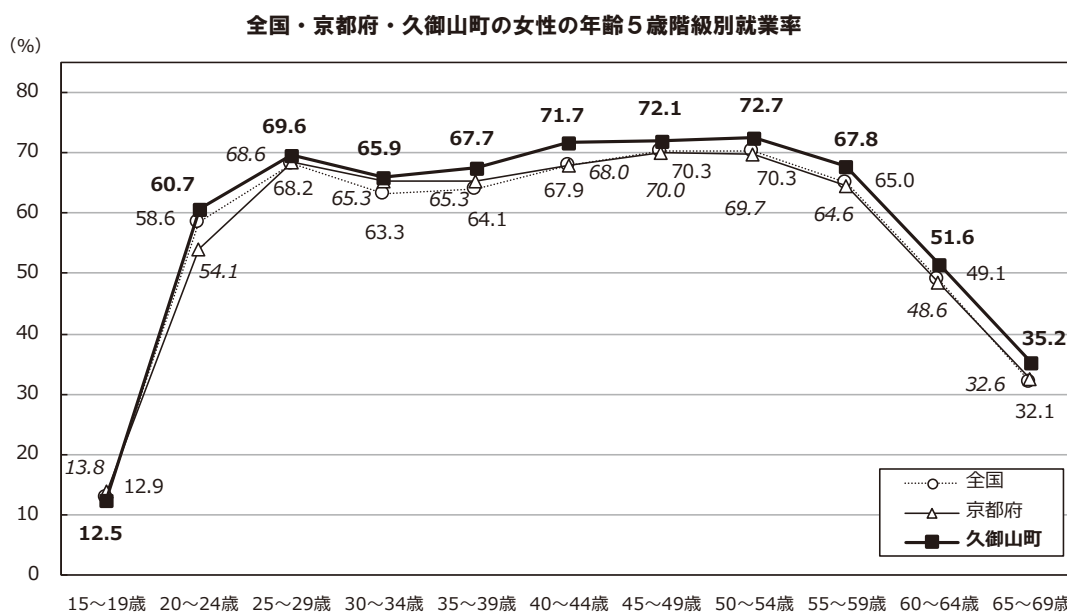
### 女性の年齢5歳階級別就業率は全国・京都府の水準よりも概ね高く、M字カーブは緩やかになっている

久御山町の15歳以上の女性の就業率は、近年は減少傾向にあり、平成27年には47.0%となっています。一方、全就業人口に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成27年には43.4%となっています。



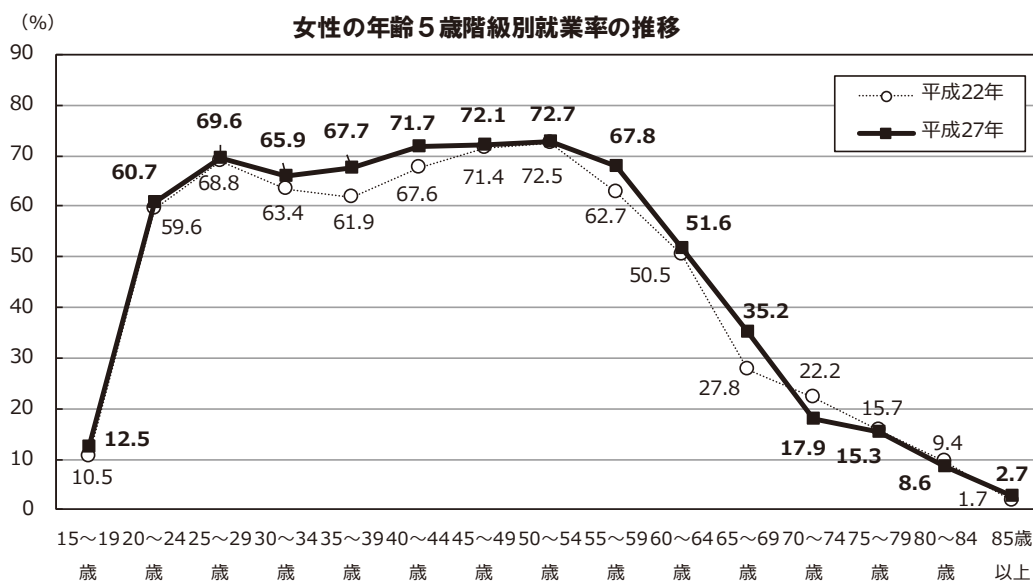
※各年国勢調査

平成27年の女性の5歳階級別就業率は、15歳から19歳を除く各年齢層で全国及び京都府水準より高い割合となっています。



※国勢調査 (平成27年)

また、久御山町の女性の平成 27 年の就業率を、平成 22 年の就業率と比較すると、5 年間で 70 歳から 84 歳を除く各年齢層の就業率が増加しています。とりわけ、M字カーブの谷になっていた 35 歳から 39 歳の就業率が、61.9%から 67.7%と 5.8 ポイント増加しており、M字カーブが緩やかな台形になっています。



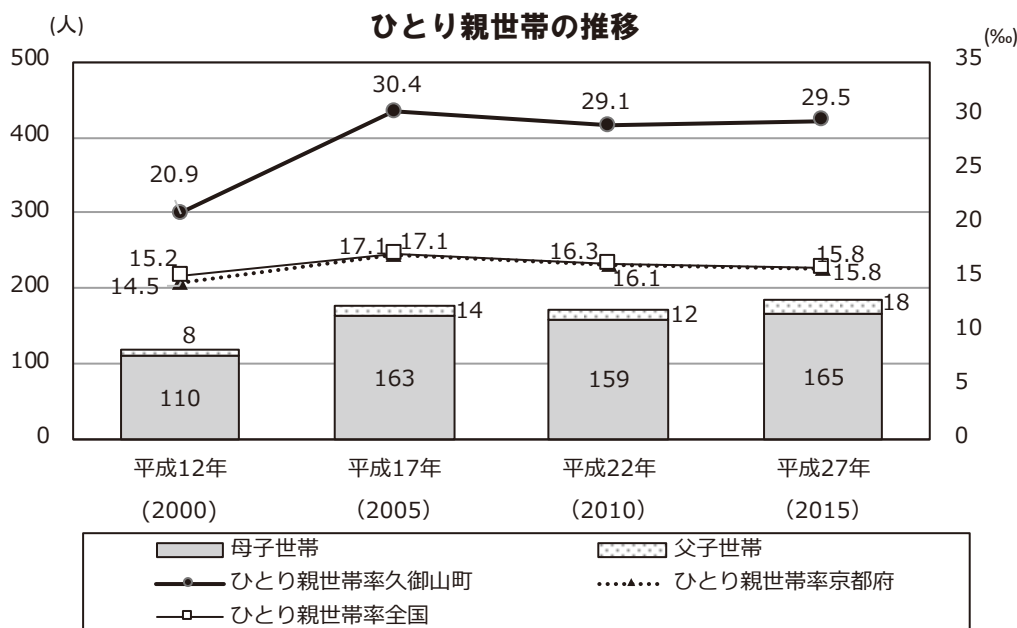
※各年国勢調査

### (3) 特別な配慮を必要とする子どもの状況

#### ① ひとり親世帯等の推移

久御山町のひとり親世帯数は、平成 27 年には 183 世帯となっており、母子世帯が 165 世帯、父子世帯が 18 世帯となっています。

また、平成 27 年のひとり親世帯率は 29.5%\* で、全国及び京都府の 15.8%より高い割合となっています。



※各年国勢調査

## ② 生活保護受給世帯の推移

生活保護の被保護世帯の類型別推移は、次のとおりです。そのうち、18歳未満の子どもがいると推定される母子世帯数は、平成27年度末の53世帯から減少傾向となっており、平成30年度には27世帯となっています。

■生活保護の被保護世帯の類型別推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高齢	150	146	147	149
障害	18	47	49	43
傷病	41	14	18	16
母子	53	35	26	27
その他	47	47	45	40
総数	309	289	285	275

※京都府調べ

## ③ 障害のある児童の推移

身体障害者手帳所持の18歳未満の児童は、やや増加しており、平成30年で13人となっています。

また、療育手帳所持の18歳未満の児童は、概ね40人前後で推移しており、平成30年度に38人となっています。

■18歳未満の障害者手帳等所持者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳	12	11	13	13
療育手帳	40	38	37	38

※京都府調べ

## ④ 児童虐待\*相談受付件数の推移

本町における児童虐待相談受付件数は、平成27年度以降は、年々増加しており平成30年度には122件となっています。

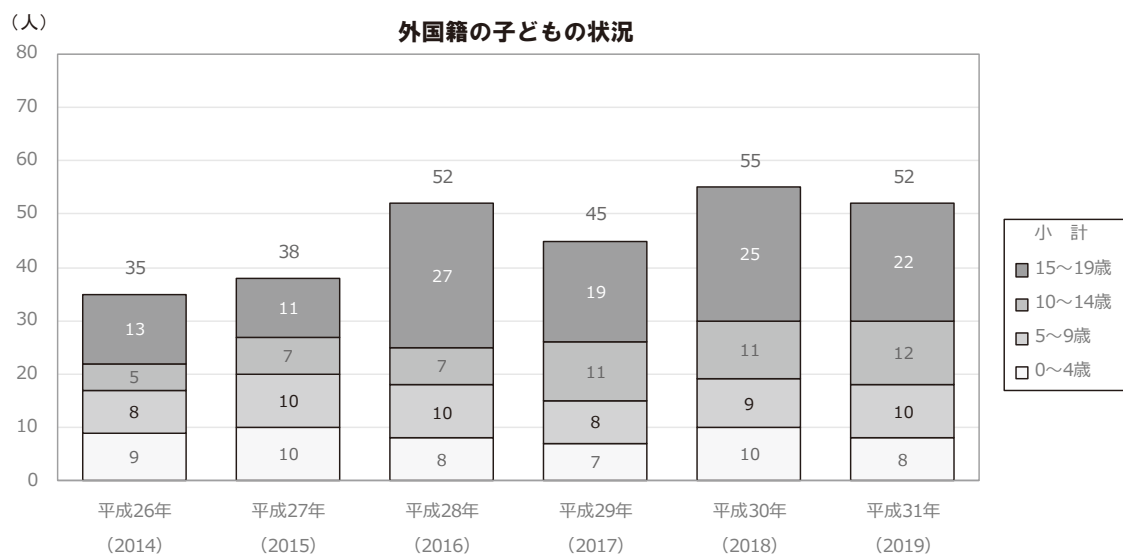
■児童虐待相談受付件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
継続	24	47	71	59
新規	29	37	37	63
計	53	84	108	122

※子育て支援課調べ

### ⑤ 外国籍の子どもの推移

本町の平成31年1月1日現在の外国人数は、574人で、総人口の3.6%を占めています。そのうち、20歳未満の外国人数は52人で、平成26年に比べ17人増加しています。



※住民基本台帳 各年1月1日

## 2 「久御山町子ども・子育て支援に関する調査」の結果概要

### (1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期久御山町子ども・子育て支援プラン」策定の基礎資料とするため実施したものです。

#### ① 調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	・町内の就学前子ども（0～5歳）のいる全世帯	平成30年12月23日～平成31年1月8日	こども園での配付・回収 郵送による配付・回収
小学生アンケート	・町内の小学生（1～6年生）のいる全世帯	平成30年12月23日～平成31年1月8日	学校での配付・回収 郵送による配付・回収

※調査基準日：平成30年10月31日

#### ② 配付と回収状況

	配付数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	549票	230票	41.9%
小学生アンケート	683票	292票	42.8%

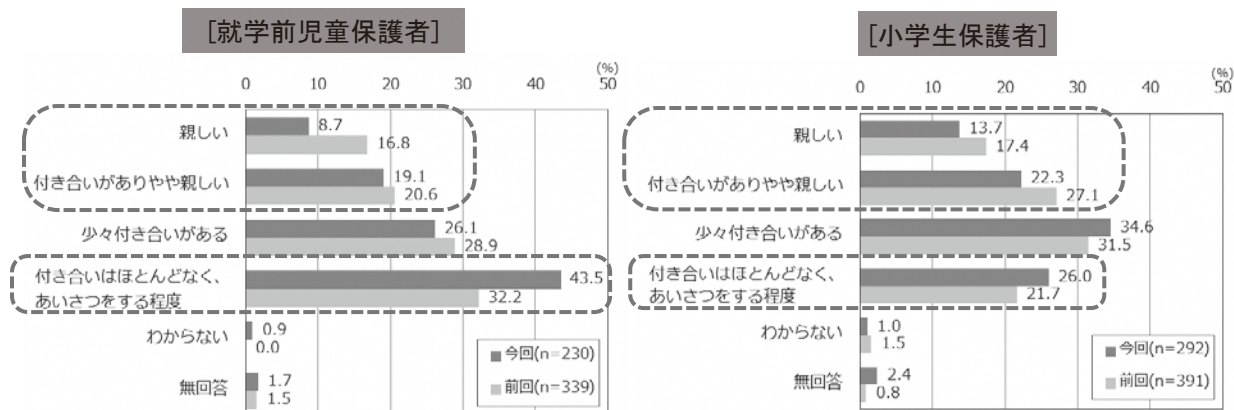
### (2) 調査の結果からみる特徴

今回の調査結果を第1期計画策定時の平成25年度調査（以下、「前回調査」という）と比較しています。

※グラフ中のn=230などのnは回答者数

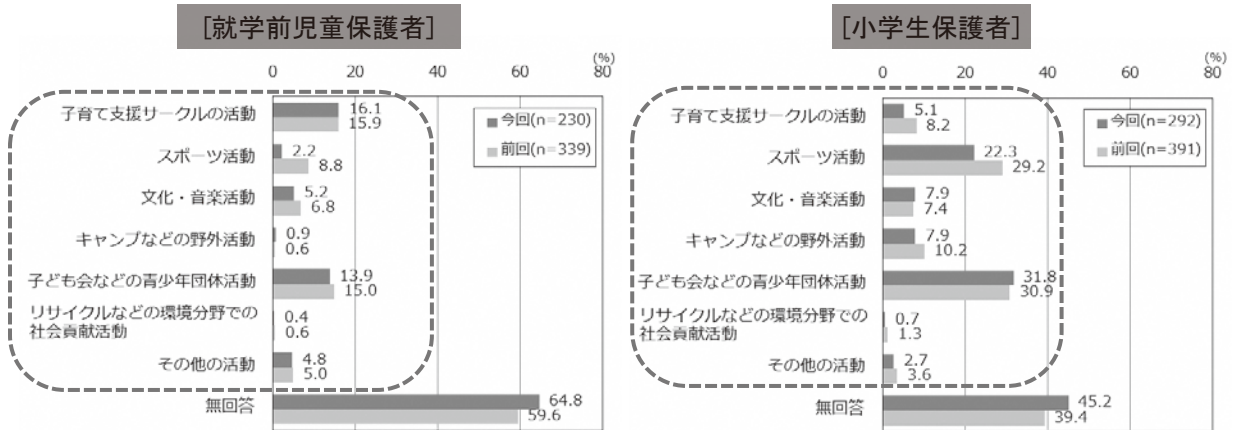
#### ■ 近所付き合いについて

近所付き合いは、就学前児童の保護者及び小学生の保護者共に「親しい」や「付き合いがありやや親しい」が前回調査より減少し、一方、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が増加しています。



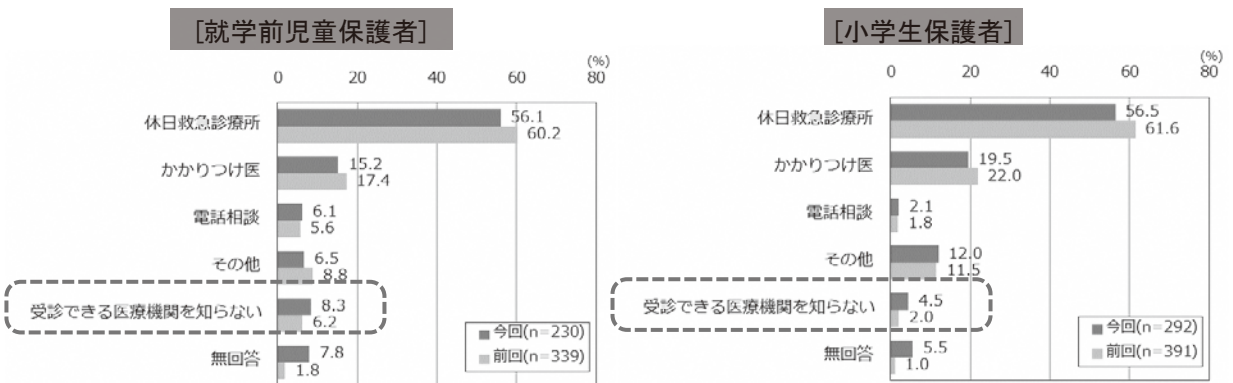
## ■ 地域の催しへの参加状況

地域の催しへの参加率（何らかの活動に参加している方の割合）は、就学前児童が35.2%、小学生が54.8%で、前回調査より就学前児童が5.2ポイント、小学生が5.8ポイント減少しています。



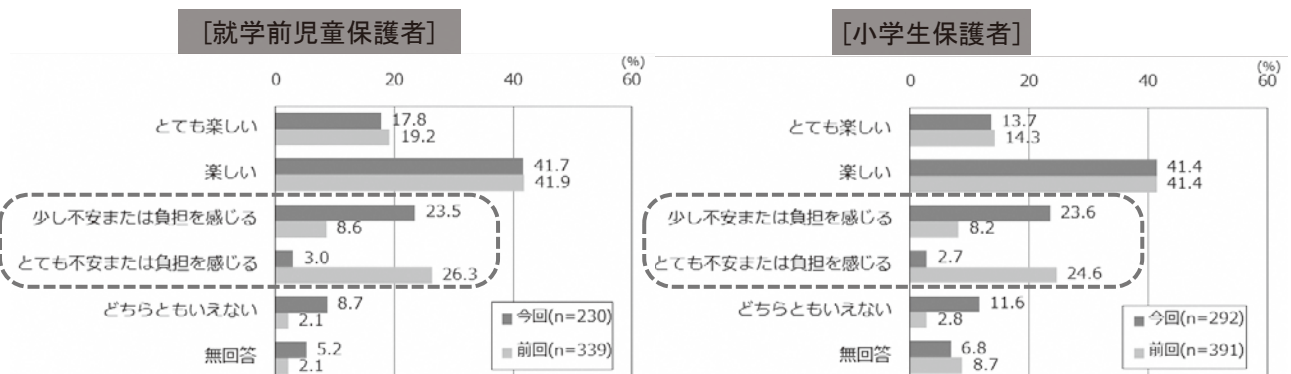
## ■ 急病時の対応

急病時の対応で、「受診できる医療機関を知らない」は、就学前児童保護者が8.3%、小学生保護者が4.5%で、共に前回調査より増加しています。



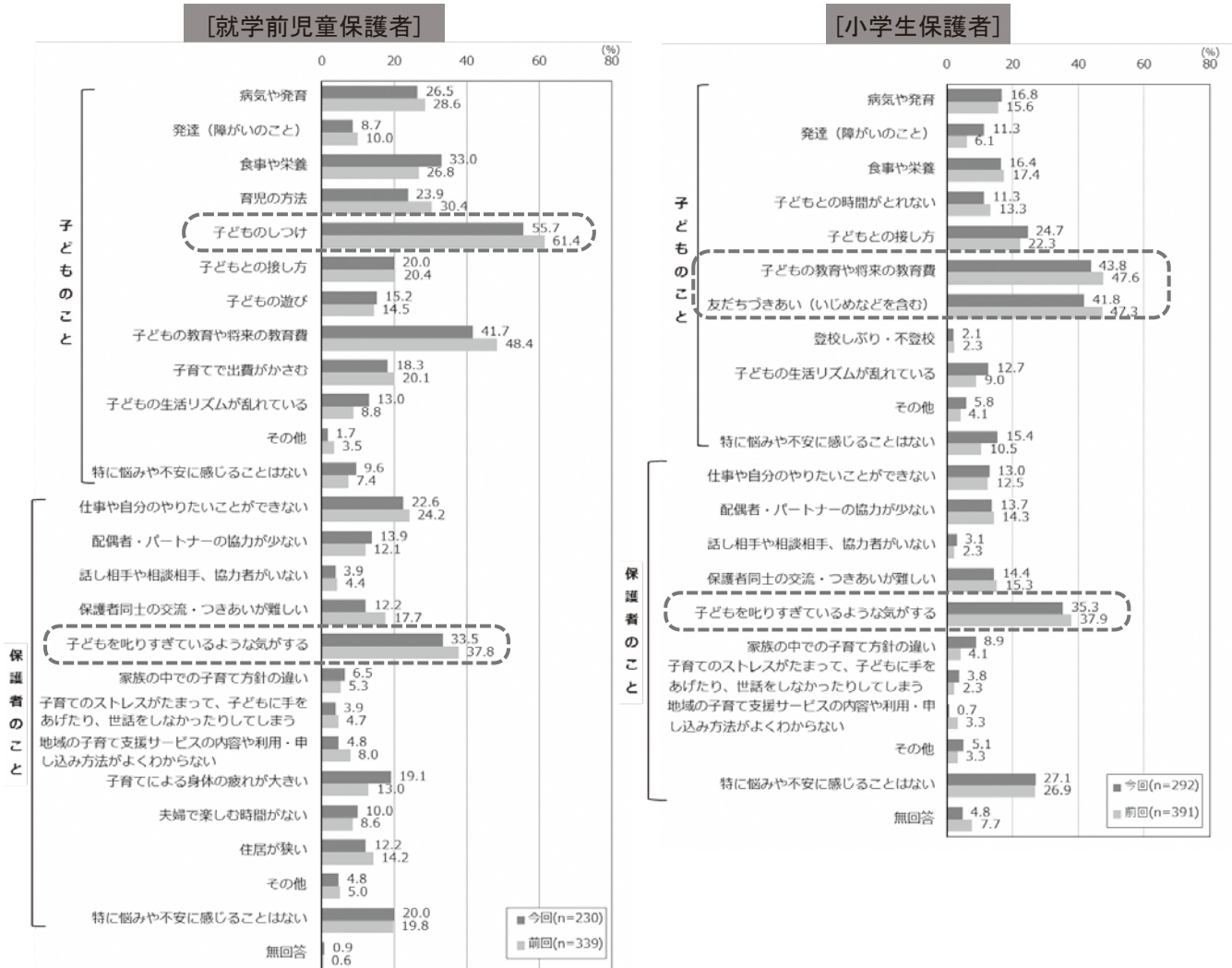
## ■ 子育ての感じ方

就学前児童保護者・小学生保護者が共に、子育てを『楽しい』と感じている人は『不安または負担を感じる』人より多く、『不安または負担を感じる』人は前回調査より減少しています。



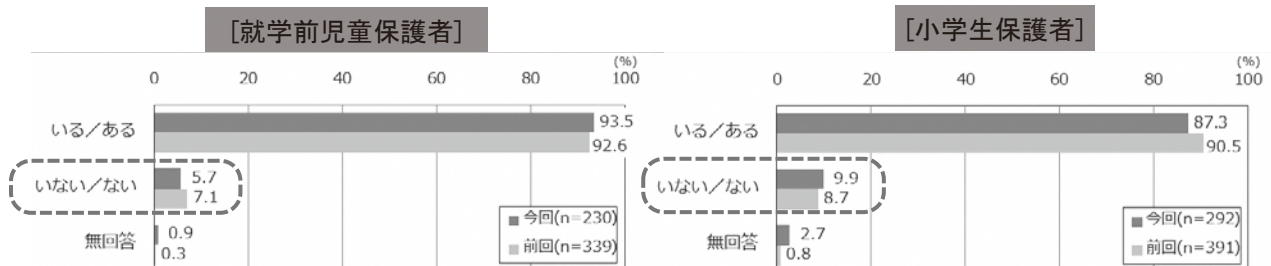
## ■ 子育ての悩みや不安

子どもに関する悩みについて、就学前児童保護者は「子どものしつけ」がトップ、小学生保護者は「子どもの教育や将来の教育費」及び「友だちづきあい（いじめなどを含む）」が上位です。保護者に関する悩みについて、就学前児童・小学生の保護者共に「子どもを叱りすぎているような気がする」がトップです。



## ■ 相談相手の有無

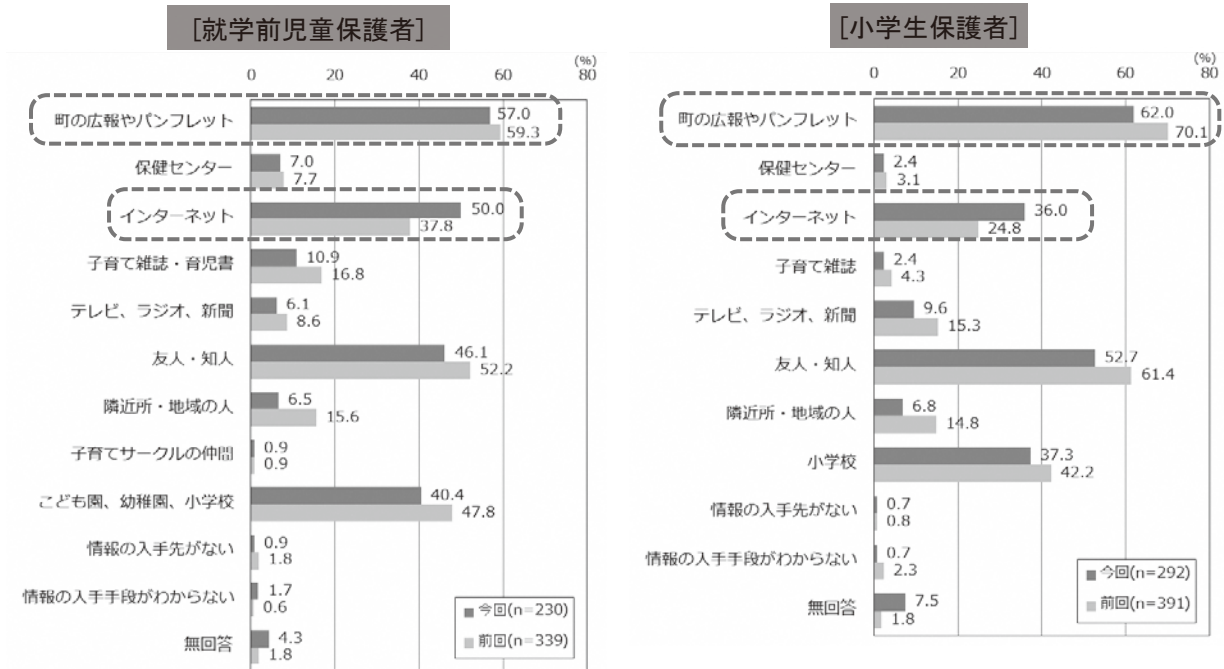
悩みの相談相手・相談場所が「いない／ない」は、就学前児童保護者が 5.7%、小学生保護者が 9.9%で、前回調査より就学前児童保護者は若干減少、小学生保護者は若干増加しています。





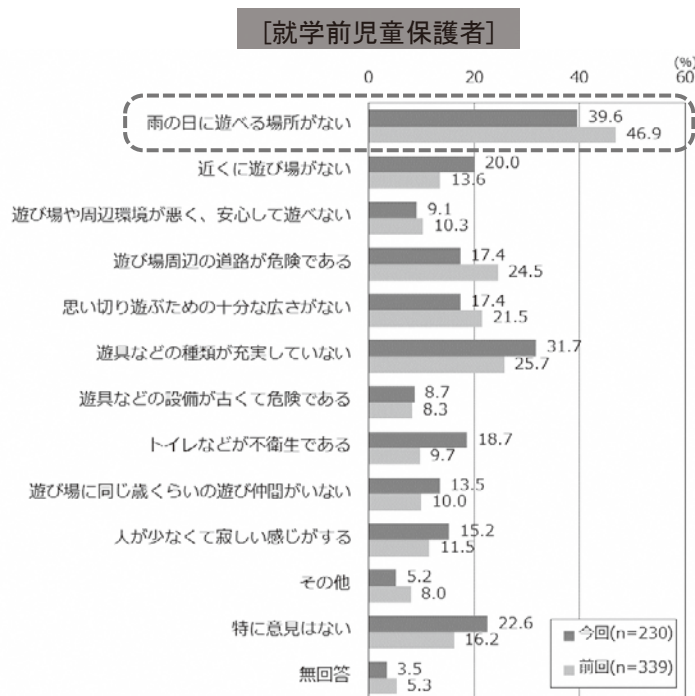
## ■ 情報の入手先

情報の入手先は、就学前児童保護者・小学生保護者共に「町の広報やパンフレット」がトップ。就学前児童保護者・小学生保護者共に、他の入手先が前回調査より減少している中で、「インターネット」は前回調査より大きく増加しています。



## ■ 遊び場で困ること・困ったこと

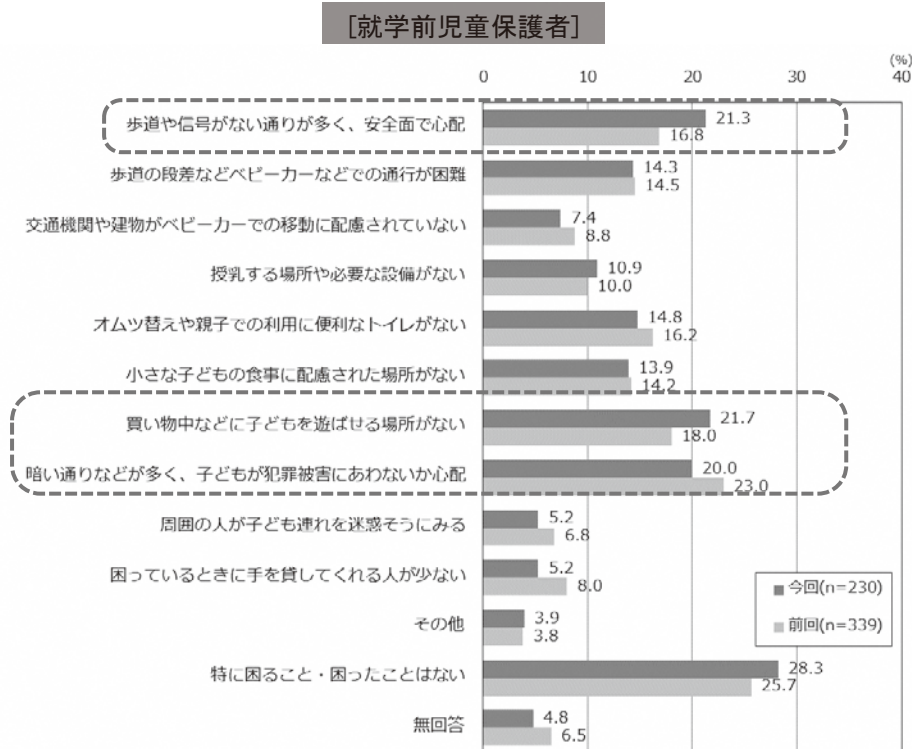
就学前児童保護者が遊び場で困ること・困ったことは、前回調査と同様に「雨の日に遊べる場所がない」がトップとなっています。





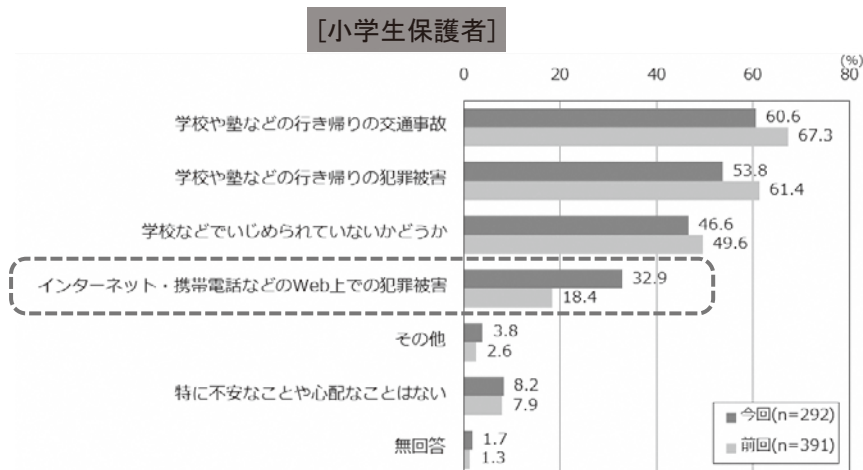
## ■ 外出する際に困ること・困ったこと

就学前児童保護者が外出する際に困ること・困ったことは、「買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない」「歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪被害にあわないか心配」がトップ3となっています。



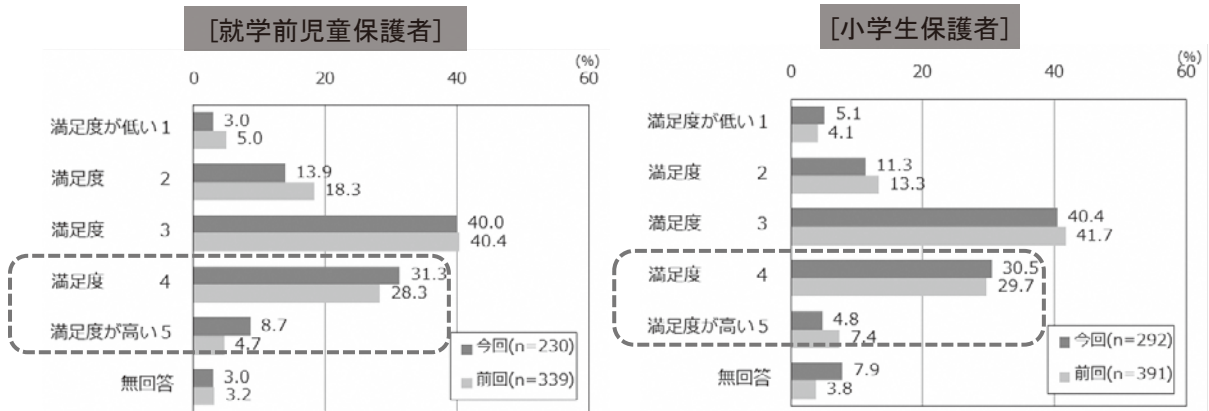
## ■ 子どもの身の安全についての不安や心配なこと

小学生保護者が子どもの身の安全について不安に思うことや心配なことは、「学校や塾などの行き帰りの交通事故」がトップ。トップも含め前回調査より減少している項目が多い中で、「インターネット・携帯電話などのweb上での犯罪被害」は前回調査より14.5ポイント増加しています。



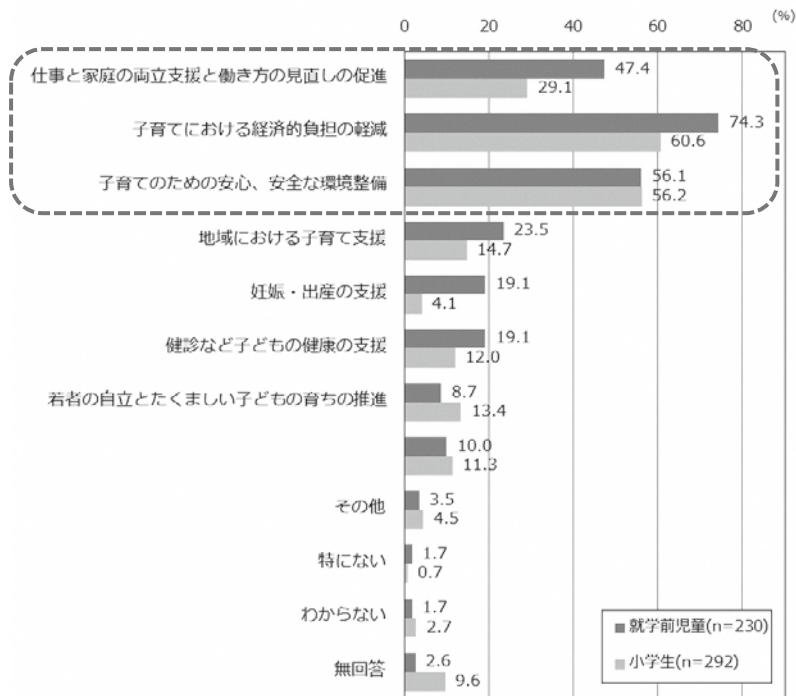
## ■ 久御山町の子育て環境や支援への満足度

久御山町の子育て環境や支援への満足度は、就学前児童保護者は満足度が高い「5」及び「4」が前回調査より増加しています。



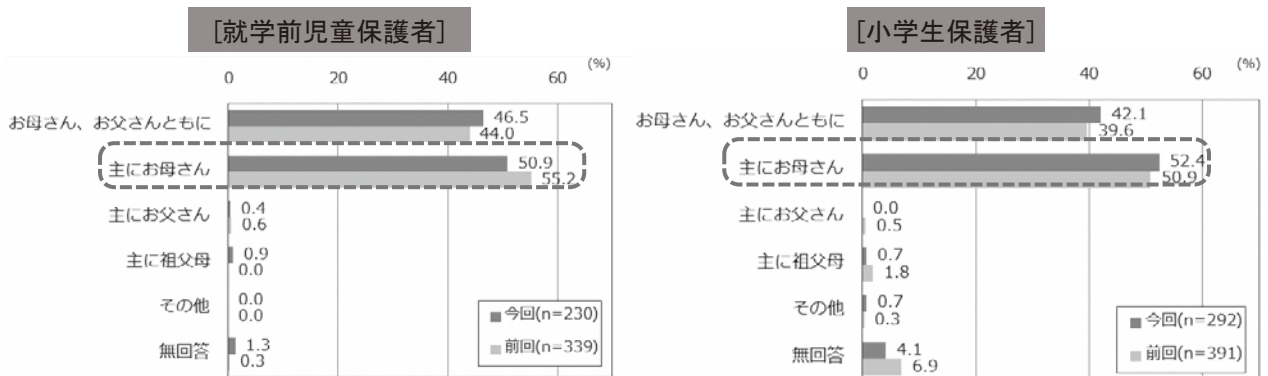
## ■ 望ましい子育て支援策

望ましい子育て支援策について、就学前児童保護者・小学生保護者共に、「子育てにおける経済的負担の軽減」がトップ、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が高くなっています。



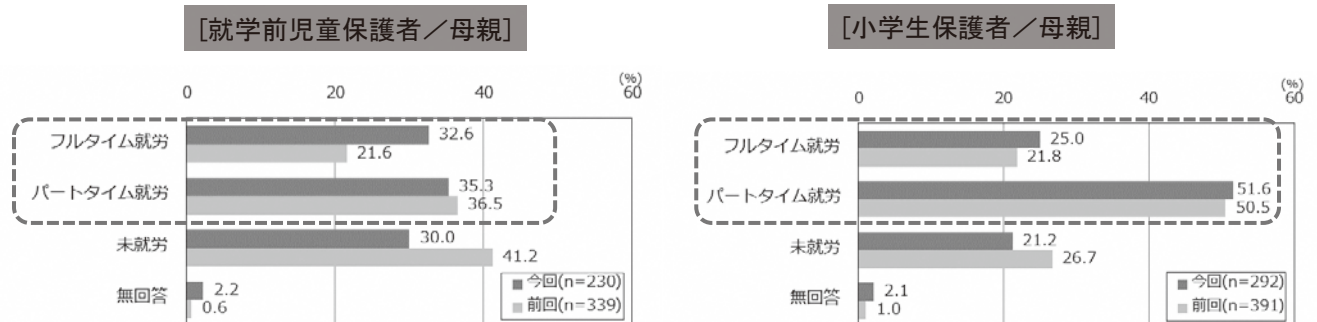
## ■ 主な子育て者

子育てを主に行っている人は、就学前児童保護者・小学生保護者共に「主にお母さん」が最も多く、その一方で、「お母さん、お父さんともに」が前回調査より若干増加しています。

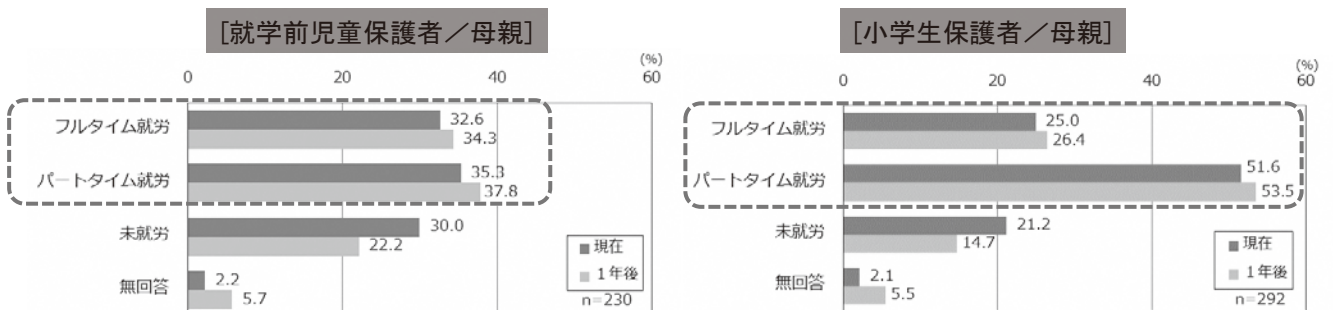


## ■ 保護者（母親）の就労状況

就学前児童の母親の就労率は67.9%で、前回調査より9.8ポイント増加。小学生の母親の就労率は76.6%で、前回調査より4.3ポイント増加しています。

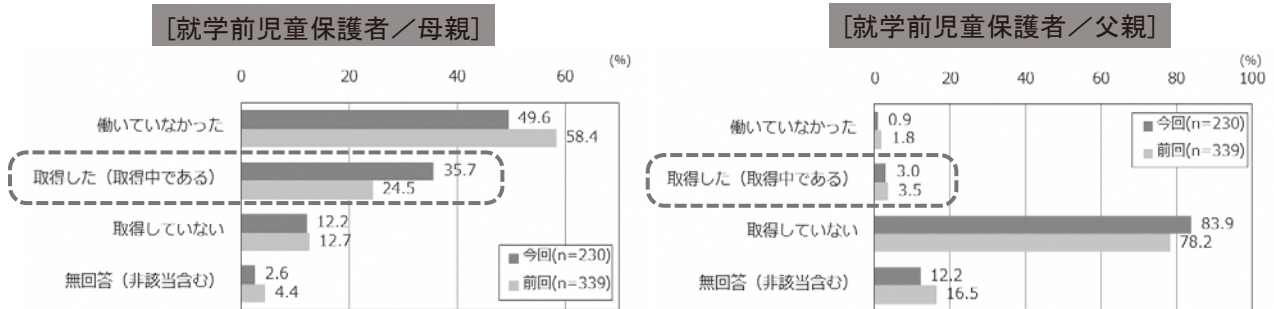


1年後の就労予定と比較すると、就学前児童の母親の就労率は現在の67.9%が1年後には72.1%に、小学生の母親の就労率は現在の76.6%が79.9%に増加しています。女性の就労への希望に対応した子育てと仕事の両立支援の充実が求められています。



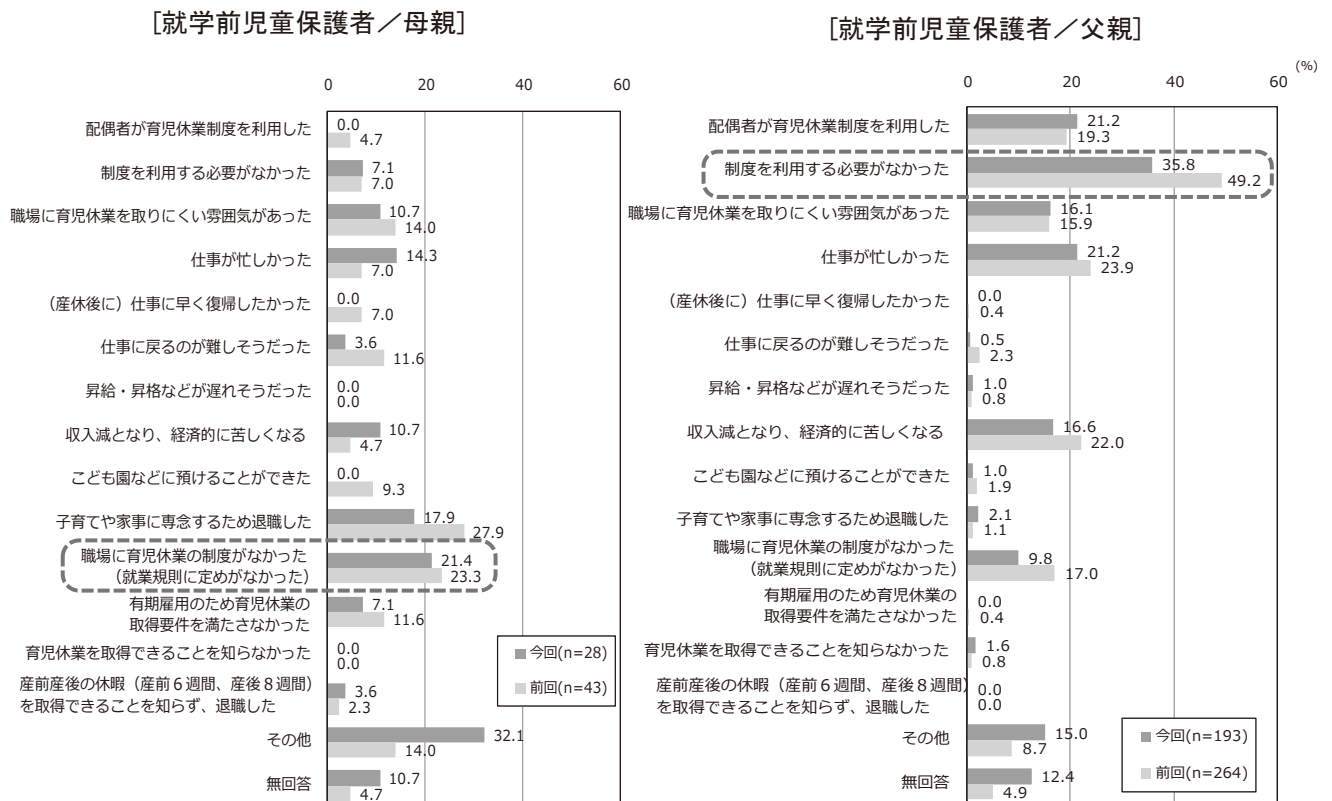
## ■ 育児休業\*の取得状況

就学前児童の母親の育児休業の取得率は 35.7%で、前回調査より 11.2 ポイント増加。父親の取得率は 3.0%で、前回調査より 0.5 ポイント減少しています。



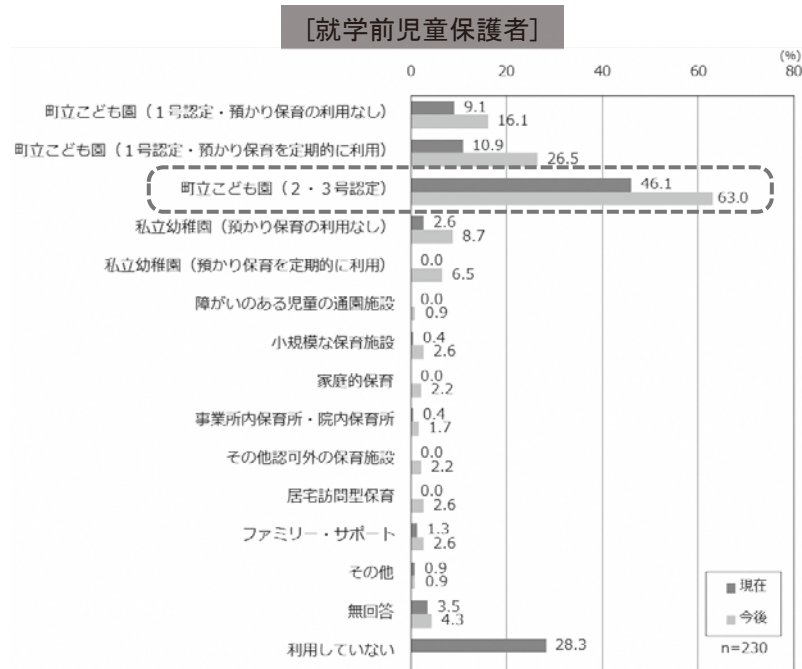
## ■ 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由のトップは、就学前児童の母親は「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」で、「子育てや家事に専念するために退職した」は前回調査より 10.0 ポイント減少。父親の理由のトップは前回調査と同様に、配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、「制度を利用する必要がなかった」で 35.8%ですが、前回調査より 13.4 ポイント減少しています。



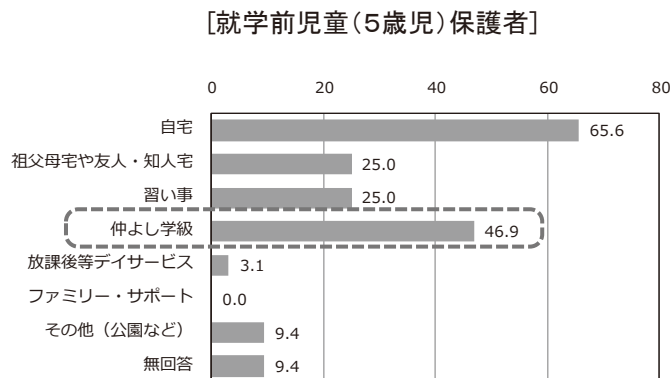
## ■ 保育・教育の利用状況と今後の利用意向

就学前児童が平日利用している保育・教育事業については、現在の利用も今後の利用希望も「町立こども園（2・3号認定）」がトップとなっています。



## ■ 就学後の放課後の居場所 (5歳児)

5歳児の就学後の放課後の居場所について、「仲よし学級(放課後児童健全育成事業)」への希望が46.9%となっています。

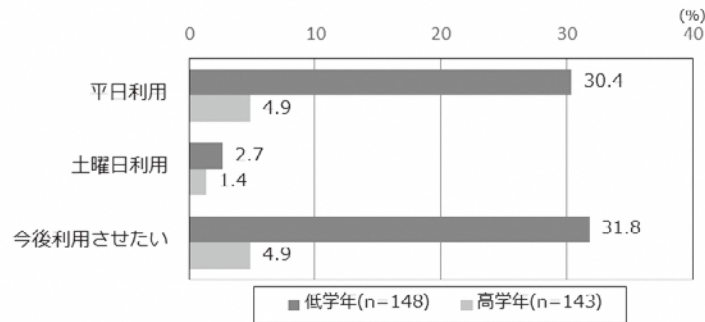




## ■ 仲よし学級の利用状況

小学生の仲よし学級（放課後児童健全育成事業）の平日の利用率は、低学年では30.4%、高学年では4.9%。今後の利用希望率は、低学年では31.8%、高学年では4.9%となっています。

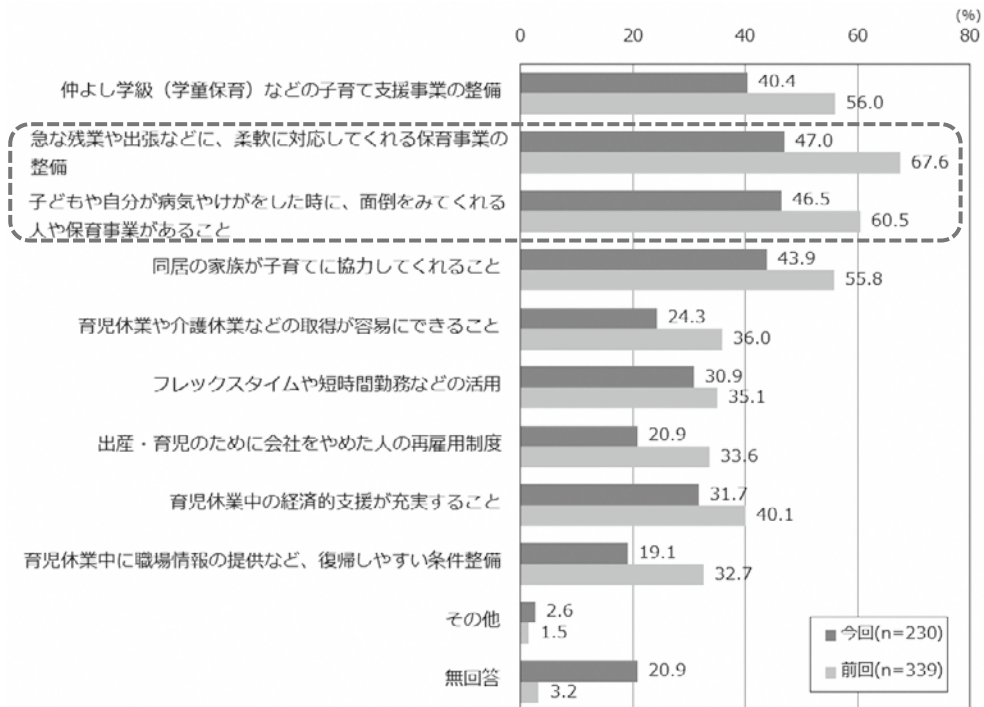
[小学生保護者／現在の利用状況と今後の利用希望]



## ■ 仕事と子育ての両立を支えるために必要なこと

就学前児童保護者が仕事と子育ての両立を支えるために必要なことは、前回調査と同様に「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」や「子どもや自分が病気やけがをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が上位となっています。

[就学前児童保護者]



### 3 第1期計画の進捗評価

#### (1) 保育・教育、地域の子育て支援の見込量と実績

##### 【幼児期の保育・教育サービス】

本町では、就学前教育の充実を図り、同じ視点ですべての子どもに良質な環境を保障するため、平成30年度から保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ「幼保連携型認定こども園\*」として、就学前の保育・教育を実施しています。順次、本園を施設整備のうえ、0歳児から5歳児まですべての子どもを保育・教育できる環境整備を行っています。

幼児期の保育・教育の第1期計画の見込量に対する実績値を利用区別で見ると、1号認定と2号認定（幼希望）、3号認定の0歳は、利用実績が見込量を下回っており、2号認定（その他）と3号認定（1・2歳）は見込量を上回っています。

※幼希望：2号認定（保育所入所資格）だが、幼稚園を希望する人

(人)

	平成27年度					平成28年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		幼希望	その他				幼希望	その他		
見込量	149	40	197	26	125	144	40	191	27	120
利用実績	131	0	222	15	118	102	0	228	20	129
実績-見込量	△ 18	△ 40	25	△ 11	△ 7	△ 42	△ 40	37	△ 7	9

	平成29年度					平成30年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		幼希望	その他				幼希望	その他		
見込量	139	38	182	25	116	139	38	182	24	110
利用実績	78	0	239	9	131	71	0	234	17	136
実績-見込量	△ 61	△ 38	57	△ 16	15	△ 68	△ 38	52	△ 7	26

	令和元年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		幼希望	その他		
見込量	139	38	182	23	105
利用実績	78	0	248	16	107
実績-見込量	△ 61	△ 38	66	△ 7	2

※1号認定は5月1日現在2・3号認定は4月1日現在

##### ■こども園一覧

受入施設名	対象年齢	住所
みまきこども園 本園	3～5歳児	相島曾根東10番地
みまきこども園 分園	0～2歳児	中島向野10番地
さやまこども園	0～5歳児	佐古田中2番地
とうずみこども園 本園	4、5歳児	佐古清水96番地2
とうずみこども園 分園	0～3歳児	林宮ノ後久御山団地内

※とうずみこども園については、令和2年12月末まで本園と分園の2箇所、令和3年1月からはすべての園児を本園1箇所で保育・教育する予定です。

## 【地域子ども・子育て支援事業】

### ① 利用者支援事業

子育て支援課に子育て世代包括支援センターとしての機能を設け、ワンストップの利用者支援を行っています。

子育て支援センターあいあいホールやこども園で、乳幼児相談をはじめ類似の事業を実施しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績	実施箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所

### ② 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、基本教育・保育時間以外の時間において、こども園において保育を行っています。

利用者数は、計画値に対し実績値が大幅に上回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	利用者数	72人	70人	67人	65人
	施設数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
実績	利用者数	144人	142人	162人	141人
	施設数	3箇所	3箇所	3箇所	5箇所

### ③ 放課後児童健全育成事業（仲よし学級）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に仲よし学級で生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図っています。

低学年の利用者数は、計画値に対し実績値が上回っており、高学年の利用者数は平成29年度を除くと計画値に対し実績値が下回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	低学年	165人	152人	142人	151人
	高学年	27人	36人	41人	38人
	合計	192人	188人	183人	189人
実績	低学年	162人	179人	153人	152人
	高学年	18人	26人	33人	46人
	合計	180人	205人	186人	198人



#### ④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かり、必要な保護を行います。過去4年間の利用者はいません。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	利用日数	14人日	14人日	14人日	14人日
	施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
実績	利用日数	0人日	0人日	0人日	0人日
	施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

#### ⑤ 預かり保育事業

教育標準時間認定を受けた子どもについて、基本教育・保育時間終了後、希望する在園児を対象に、保護者の子育てを支援することを目的として実施しています。

預かり保育は利用日数が減少傾向となっており、平成29年度と平成30年度は計画値に対し実績値が下回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	年間当たり利用日数	2,113人日	2,039人日	1,930人日	1,930人日
実績	年間当たり利用日数	2,297人日	2,042人日	1,635人日	1,640人日

#### ⑥ 一時預かり事業（一時保育事業）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、こども園において預かり、必要な保護を行っています。

一時保育の実績値は計画値を上回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	年間当たり利用日数	38人日	35人日	33人日	33人日
実績	年間当たり利用日数	116人日	121人日	97人日	189人日

#### ⑥-2 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行っています。

就学前の利用日数は計画値に対し実績値が上回っていますが、就学児の利用日数の実績は計画値を下回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	就学前利用日数	10人日	10人日	10人日	10人日
	就学児利用日数	2人日	2人日	2人日	2人日
実績	就学前利用日数	28人日	55人日	19人日	38人日
	就学児利用日数	6人日	0人日	1人日	0人日

**⑦ 乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

平成29年度と平成30年度は、計画値に対し実績値が上回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	対象児童数	116人	110人	104人	100人
実績	訪問児童数	108人	108人	109人	114人

**⑧ 養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。

平成28年度以降は、計画値に対し実績値が上回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	対象家庭数	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯
実績	訪問家庭数	0世帯	4世帯	10世帯	10世帯

**⑨ 地域子育て支援拠点事業**

地域子育て支援拠点事業を、子育て支援センターあいあいホールで展開しています。また、地域の公民館等において、つどいのひろばや親子ひろばを実施しています。

過去4年間、1月当たりの利用延人回は計画値に対し実績値が下回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	利用延人回／月	780人回	780人回	780人回	780人回
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	利用延人回／月	648人回	515人回	537人回	463人回
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所

**⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）**

急な病気でこども園などが利用できないお子さんを一時的に預かり保育看護する事業で、平成28年7月から実施しています。平成30年度からは、「京都岡本記念病院」に委託して実施しています。

利用者数は、計画値に対し実績値が大幅に上回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画		2人日	2人日	2人日	2人日
実績		6人日	20人日	52人日	18人日

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行しています。  
過去4年間、計画値に対し実績値が上回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	対象者数	116人	110人	104人	100人
実績	対象者数	117人	121人	117人	133人

## (2) 計画の進捗状況

本町では、平成27年度から平成31年度までの5年間の「(第1期)久御山町子ども・子育て支援プラン」を策定し、これに基づき施策を進めてまいりましたが、この計画の取組の状況について、平成30年度末時点で自己評価(担当課評価)を行い、「久御山町子ども・子育て会議」において、結果を確認していただきました。

取組状況については以下のとおりです。

### 評価

- A : 達成されている
- B : 概ね達成されている
- C : あまり達成されていない
- D : 達成されていない

基本 目標	基本施策	評価(施策評価)					評価(%)			
		A	B	C	D	計	A	B	C	D
1	子どもの健やかな成長と自立への支援	34	15	2	3	54	63.0	27.8	3.7	5.6
	(1) 就学前の子どもの保育・教育の充実	6				6	100.0	0.0	0.0	0.0
	(2) 学校教育の充実	9				9	100.0	0.0	0.0	0.0
	(3) 体験・交流活動の充実	4	5			9	44.4	55.6	0.0	0.0
	(4) 次代の親の育成	3				3	100.0	0.0	0.0	0.0
	(5) 家庭や地域の教育力の向上	2	3	2	2	9	22.2	33.3	22.2	22.2
	(6) 親子の健康の確保	5	7		1	13	38.5	53.8	0.0	7.7
	(7) 「食育」の推進	5				5	100.0	0.0	0.0	0.0
2	子どもの最善の利益の確保への支援	24	6	0	0	30	80.0	20.0	0.0	0.0
	(1) 子育て家庭に対する支援の充実	4	2			6	66.7	33.3	0.0	0.0
	(2) 相談・情報提供体制の充実	6	1			7	85.7	14.3	0.0	0.0
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	4	1			5	80.0	20.0	0.0	0.0
	(4) 障害のある子どもへの支援の充実□	6	1			7	85.7	14.3	0.0	0.0
	(5) 児童虐待防止対策等の充実□	4	1			5	80.0	20.0	0.0	0.0
3	子どもの安心・安全な生活への支援	10	2	1	0	13	76.9	15.4	7.7	0.0
	(1) 生活の安全の確保	5	1			6	83.3	16.7	0.0	0.0
	(2) 有害環境対策の推進	3	1			4	75.0	25.0	0.0	0.0
	(3) 子育て支援のまちづくりの推進	2		1		3	66.7	0.0	33.3	0.0
4	子育てと仕事・地域生活の両立への支援	6	4	0	0	10	60.0	40.0	0.0	0.0
	(1) 多様な保育ニーズへの対応	3				3	100.0	0.0	0.0	0.0
	(2) 家庭生活等における男女共同参画の推進□	3	1			4	75.0	25.0	0.0	0.0
	(3) 子育てを大切にする職場環境づくりの推進		3			3	0.0	100.0	0.0	0.0
計		74	27	3	3	107	69.2	25.2	2.8	2.8

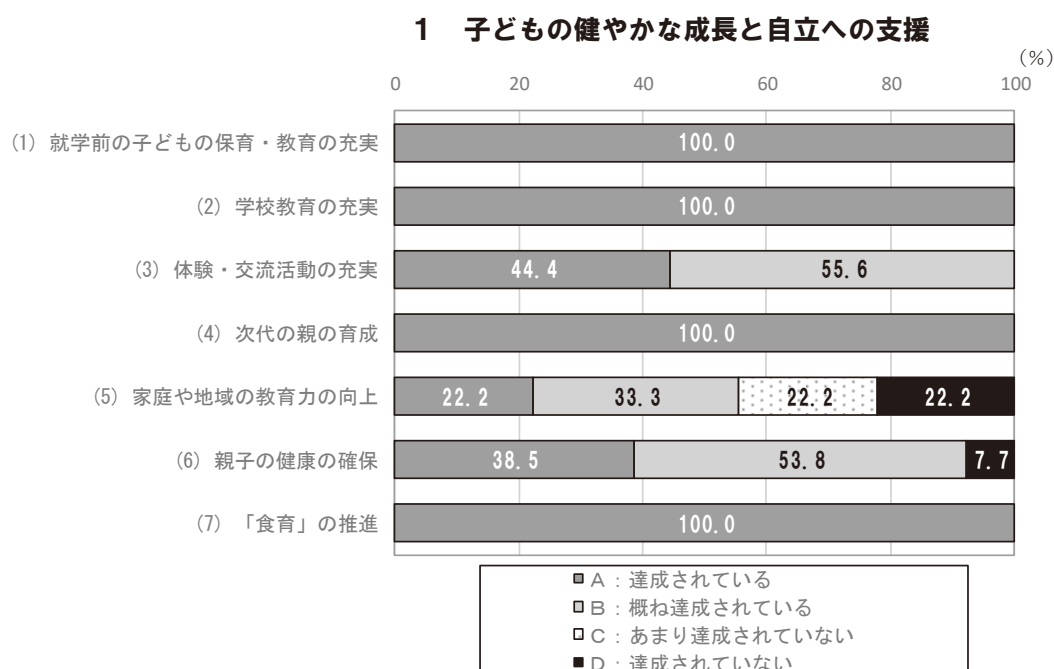
「久御山町子ども・子育て支援プラン」の基本施策ごとの主要施策(107 施策)の実施状況について評価を行った結果、平成30年度末時点では、「A : 達成されている」が69.2%、「B : 概ね達成されている」の割合が25.2%となっており、ほとんどが目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。

## ① 基本目標分野別の評価

### 基本目標1 子どもの健やかな成長と自立への支援

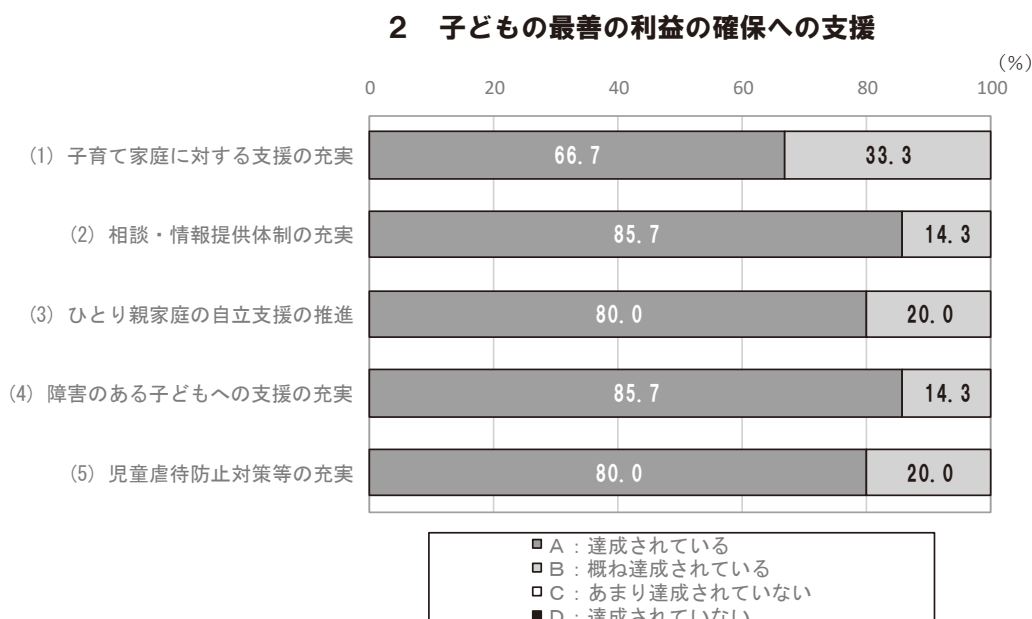
(1)就学前の子どもの保育・教育の充実、(2)学校教育の充実、(4)次代の親\*の育成、(7)「食育\*」の推進 の4つの基本施策においては、すべてが“A：達成されている”と評価されています。

(5)家庭や地域の教育力の向上は、“A：達成されている”評価が22.2%と低くなっています。



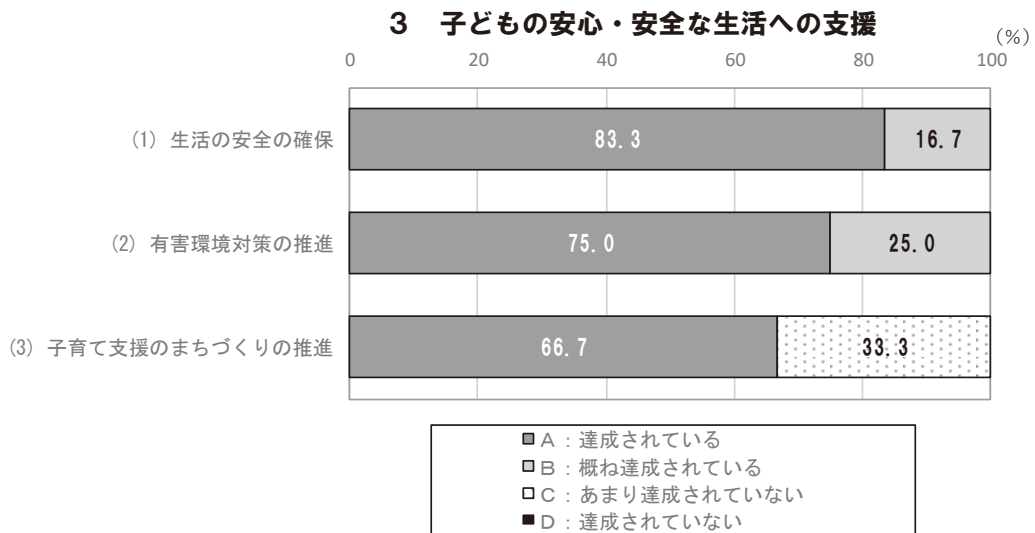
### 基本目標2 子どもの最善の利益の確保への支援

(1) 子育て家庭に対する支援の充実のみ“A：達成されている”が7割に達していませんが、“B：概ね達成されている”の割合が33.3%となっており、ほとんどが目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。



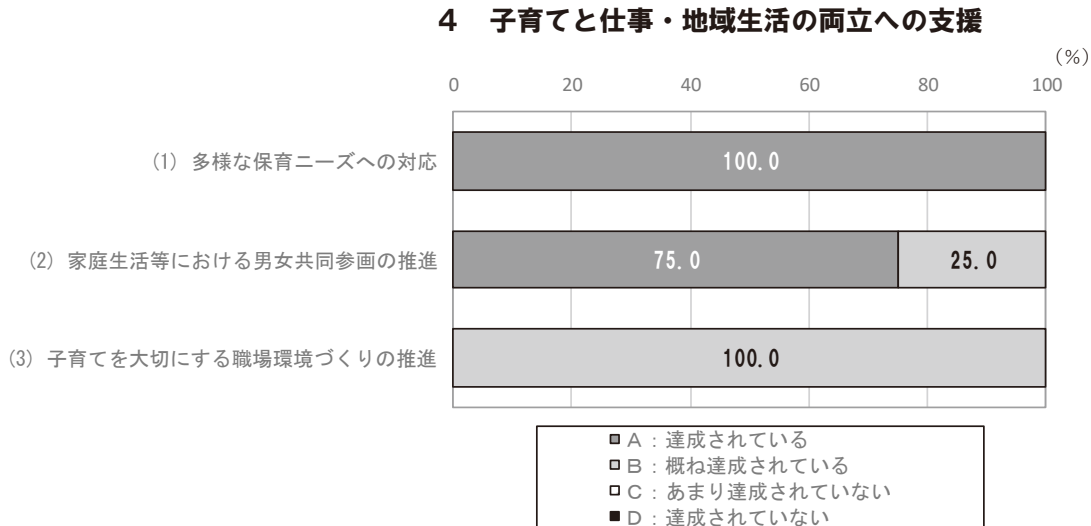
### 基本目標3 子どもの安心・安全な生活への支援

(3)子育て支援のまちづくりの推進は、役場庁舎においては、窓口に乳幼児用の簡易ベッドは設置しているが、授乳室の設備はないため、達成度がやや低くなっています。



### 基本目標4 子育てと仕事・地域生活の両立への支援

(3)子育てを大切にする職場環境づくりの推進は、“B：概ね達成されている”が100%となっています。



## 4 久御山町における子ども・子育て支援の総合的課題

### 課題1 子どもの健やかな成長と自立への支援

本町では、平成30年度にすべての町立保育所・幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、同じ視点ですべての子どもに良質な環境を保障し、保育・教育の充実を図っています。

また、園小連携・小中連携の充実による就学前教育と義務教育9年間を継続した保育、教育の確立、他校種間連携・小学校間の連携などによる指導内容と指導方法を確立しています。

しかし、平成30年実施の「久御山町子ども・子育て支援に関する調査」からは2号認定の保護者からの利用時間に関する意見や、1号認定と2号認定と一緒に園で過ごす上で子どもたち自身が差を感じないような工夫をしていただきたいという意見も多く見られます。

母親の就労意向は「久御山町子ども・子育て支援に関する調査」からも高まっており、幼児教育・保育の無償化の影響もあり、今後一層の増加が見込まれる保育需要に対し、保育・教育の施設や保育教諭の確保等、子どもが健やかに育つ環境を充実させる必要があります。

今後も、年度途中の待機児童解消に向けた取組と職員の資質向上に向けての取組を充実させることが必要です。

### 課題2 子どもの最善の利益の確保への支援

平成28年4月からワンストップで子育て相談、各種手続きができるよう子育て支援課を設置し、平成29年度から「子育て世代包括支援センター」の機能を持たせ、地域子育て支援の拠点となるよう整備しています。また、求職活動や通院などで家庭での保育が困難となった子どもをこども園で預かる一時預かり事業をこども園の移行に併せて、平成30年度からはすべてのこども園で実施し、子育て支援医療においては、平成29年9月診療から入院については18歳まで拡充しています。

しかし、「久御山町子ども・子育て支援に関する調査」からは、前回調査に比べ、子育ての不安や負担を感じる人は減少しているものの依然3割程度みられ、また、相談相手のいない人もわずかながら見られます。さらに、虐待の相談受付件数は、年々増加傾向となっています。

地域での子育て家庭の孤立化を防止するため、産前・産後訪問など寄り添い型の支援を充実させるとともに、子育てサークル活動の活性化や地域力を生かした子育て支援を促進し、より身近な場所で育児相談できるよう体制を充実させることが重要です。また虐待のケースをより専門的に担う拠点の整備が求められています。

### 課題3 子どもの安心・安全な生活への支援

「久御山町子ども・子育て支援に関する調査」の小学生保護者調査からは、子どもの身の安全について不安に思うことは、「学校や塾などの行き帰りの交通事故」がトップとなっています。

また、就学前児童保護者調査からは、外出の際に困ることとして、遊び場とともに歩道や信号、街灯がないことへの不安がみられます。

本町では、安心して子どもを学校に通学させることができるようにするために、平成28年3月に久御山町通学路交通安全プログラム\*を策定し、関係機関が連携して児童生徒が安

全に通学できるよう通学路の安全確保に向けた取組を進めています。

今後も、地域住民による見守り活動等を通じて子どもの安心・安全な生活への支援を行っていくことが重要です。

#### **課題4 子育てと仕事・地域生活の両立への支援**

本町では、家庭生活などにおける男女共同参画を推進するとともに、子育てを大切にする職場環境づくりを促進する講演会などの実施により、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）\*を周知しています。

また、役場関係各課の窓口カウンターで育児・介護休業制度などチラシなどを配架し周知・啓発するとともに、広報などを通じて町内企業などの取組を紹介しています。

しかし、「久御山町子ども・子育て支援に関する調査」からは、父親の育児休業の取得状況は3%程度と低い状況がみられます。今後、父親も母親と共に育児できる働き方が必要であり、行政機関が率先して、子育てを大切にする職場環境づくりを推進していく必要があります。

また、放課後家庭で保育を要する児童の居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業（仲よし学級）の運営を平成27年度から6年生まで拡充していますが、小学生保護者調査からは、平日の更なる時間延長や土曜日の時間延長に関する意見も多くみられます。

仕事と子育ての両立支援のためにも、母親の就労ニーズの高まりと多様な就労形態や保育・教育ニーズに対応した保育事業の推進が必要です



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 子ども・子育て支援の基本理念

本計画は、「久御山町子ども・子育て支援プラン」の第2期の計画であり、第1期の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本町における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。保護者が日々の子育てに悩みや不安を抱くだけではなく、子育ての楽しさや喜びを実感し、親も子ども共に成長できるよう支援していく必要があります。

また、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援は、父母をはじめ保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われることが必要です。

このような認識に基づき、久御山町では子育て・親育ちをまちぐるみで支援することをめざし、全世代・全員活躍のまち構想を推進し、基本理念を次のように設定します。

**みんなで支え、育ち合う**

**笑顔あふれるまち 久御山**

また、子ども・子育て支援の取組を進めるにあたって、次の5点を基本的視点とします。

① 子どもの人権を尊重する視点	子ども一人一人の幸せを第一に考え、子どもの最善の利益を確保できるよう、「生きる権利」や「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を尊重します。
② 子どもの未来・久御山町の未来をみつめる視点	将来、子どもが自立して家庭を持ち、楽しく子育てができるよう、また、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、長期的な視野を持ちます。
③ 親子が共に成長し、子育てを楽しめる家庭をつくる視点	親が子育てを楽しみながら子どもと共にいきいきとした生活を送ることができるよう、親が親になるための学びを支援するとともに、父親の子育て参加の促進やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等、ゆとりある家庭づくりをめざします。

<p>④ 地域ぐるみで親子の育ちを見守り、相互に育ち合う視点</p>	<p>地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、家庭、地域住民、各種団体、企業、学校、こども園、仲よし学級、行政等が協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる仕組みづくりや大人も子どもも共に学び、育ち合う仕組みづくりを進めます。</p> <p>また、豊かな歴史・文化や様々な人の知恵・教えに出会いながら、次代を担う人として育つための環境づくりを進めます。</p>
<p>⑤ 多様な子育て支援ニーズへの対応の視点</p>	<p>保護者の就労をはじめ、子どもの保育・教育についての多様なニーズや、子どもの貧困*等社会的養護を必要とする子どもの増加、要保護児童等子どもの抱える背景の多様化に十分対応できるよう、事務事業の見直しや組織の再編等を行い、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組や質の確保をめざします。</p>

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標に取り組みます。

### 基本目標1 子どもの健やかな成長と自立への支援

久御山町が有する豊かな歴史・文化を生かし、久御山の未来を担う子どもが創造力や社会性を身につけ、心豊かに育つことができるよう、体験学習や交流活動を一層充実させるとともに、子どもの基礎的・基本的な知識や技能と、主体的に学習に取り組む態度等、確かな学力とたくましく生きる力\*を伸ばすため、保育・教育環境の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子どもと大人が共に育ち合い、地域の教育力や福祉力を高められるよう、高齢者と子どもとその保護者、小中学生と乳幼児等、人と人がつながる機会や体験する機会等、地域での多様な取組を促進します。

さらに、妊娠・出産や育児等について保護者が抱える不安や悩みを軽減させるため、相談体制や学習・交流の場の充実を図るとともに、親と子の健康づくりを進めます。

### 基本目標2 子どもの最善の利益の確保への支援

子どもの人権を侵害する児童虐待等から子どもを守り支援するため、関係機関や地域団体等とのネットワークを充実し、適切な対応をとるとともに、人権意識の高揚を図ります。

ひとり親家庭、障害のある子どもや保護者のいる家庭、いじめや不登校等の悩みを抱える子どもと家庭、近年増加している外国籍の子どもに対しては、相談体制の充実をはじめ保護者の就労支援、社会参加の促進、情報の提供、経済的支援等、きめ細かな支援を行います。

また、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供するため、子どもの貧困対策を充実させます。

さらに、子育てに関わる人が気軽に悩みの相談や必要な情報を得ることができるよう、

地域における子育て相談体制の充実・強化に努めるとともに、子育て家庭同士の交流の機会の提供を進めます。

### **基本目標3 子どもの安心・安全な生活への支援**

子どもが交通事故や犯罪、災害等の被害にあわないよう、子どもの周りにいるすべての人が温かな目で見守り、子どもの安全を確保できるようなネットワークづくり、地域づくりを進めるとともに、大規模地震等災害時にも適切に対応できるよう、学校等における防災教育や避難訓練等を進めます。

また、子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

### **基本目標4 子育てと仕事・地域生活の両立への支援**

保護者が子育てをゆとりをもって行えるよう、また、親子が共に笑顔で暮らすことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する住民や企業等職場の理解を深めるとともに、子育てのための時間を十分に持つことができ、父親も共に育児参加ができるような労働環境の改善、社会の構築を国や府に要請します。

子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の保育・教育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量の計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

### 3 施策の体系

基本理念の実現をめざし、施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。



## 第4章 目標実現のための施策の展開

### 基本目標1 子どもの健やかな成長と自立への支援

#### 基本施策（1）就学前の子どもの保育・教育の充実

##### 【施策の方向】

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い保育・教育事業の実施と、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、0～5歳の園児がひとつの施設で過ごせるこども園の、保育・教育内容の一層の向上を図ります。

また、就学前の子どもが育っていく過程を支援するため、保育・教育内容の充実と職員の資質向上に努めます。

##### 【主要な取組】

##### ○こども園と小・中学校との連携強化

園小連携・小中連携の充実による就学前教育と義務教育9年間を継続した保育、教育の確立、他校種間連携・小学校間の連携などによる指導内容と指導方法の確立を図ります。

##### ○国際化への対応

国際理解教育及びALT（外国語指導助手）を活用した外国語活動の効果的な実施とコミュニケーション能力\*の育成に努め、多文化の理解を図る取組を推進します。

##### ○園庭開放の推進

未就園の子どもたちが、安全な場所で元気に遊んでもらえるようこども園において園庭開放を実施します。

##### ○保育教諭の研修の充実

久御山学園教育研究会による各校の公開保育・授業による指導方法・指導技術の共有化や町教職員研修などによる研修を充実します。

##### ○保育・教育内容の充実と合わせた設備の充実・整備

時代に対応した保育・教育内容にふさわしい安心・安全な施設の充実を図るため、とうずみこども園、みまきこども園の施設整備を実施します。

## 基本施策（２）学校教育の充実

### 【施策の方向】

「生きる力」を育むという教育方針に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実等、義務教育9年間を見通した連続性のある教育課程の編成や指導体制の確立をめざします。

地域社会の力を生かして子どもを育む環境をつくるコミュニティ・スクール\*の体制づくりの推進のため、学習・体験・安全などの地域ボランティア活動支援を推進します。

### 【主要な取組】

#### ◎学力向上対策事業の実施（※）

すべての児童生徒の基礎学力の定着を図り、希望進路の実現をめざします。

#### ○国際理解教育の推進

国際理解教育及びA L Tを活用した外国語指導の効果的な実施とコミュニケーション能力の育成に努め、多文化の理解を図る取組の推進を行います。

#### ○キャリア教育\*の一環としての職業体験の実施

勤労観・職業観を育てるキャリア教育の推進、地域の企業、公共施設などでの中学2年生の職場体験活動の充実を図ります。

#### ○生命尊重、人権尊重の心の育成

生命と人権を尊重し、豊かな人間性を育成する指導の充実、発達に応じた人権問題の正しい理解、人権教育年間計画を基にした各教科などでの指導を行います。

#### ○こども園児と中学生の交流や幼児との交流機会の創出

こども園などでの中学生の交流事業を実施します。

#### ○適応指導教室「ゆうゆう広場」における指導の充実

心理的または情緒的な要因などにより登校困難な状態に陥っている児童生徒に対し、個々の状態に応じた指導援助の充実を図ります。

#### ○学校給食の充実

児童生徒の健全育成のため、安心・安全な給食を提供するとともに、食文化の伝承、地産地消などに取り組み、食育を推進します。

（※）◎印：重点事業



## 基本施策（３）体験・交流活動の充実

### 【施策の方向】

少子化が進行する中で、子どもたち一人一人が個性を生かしながらのびのびと学び、心豊かな人間性を育むことができるよう、そして運動習慣のない子どもにスポーツ参加の機会を提供できるよう、地域住民や団体等と連携し、多様な学習・体験機会の提供や交流、スポーツ・レクリエーション活動等を進めます。

また、こうした体験を通じて、子どもたちの自主性や主体性の育成を図ります。

地域の特色を生かした伝統文化、芸術文化の体験学習などに地域や関係機関と連携し、機会の提供をします。

### 【主要な取組】

#### ○学校体育施設の開放

社会体育活動を通じた地域コミュニティの活性化のため、学校体育施設を開放し住民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる機会・環境の充実を図ります。

#### ○公園の整備・充実

地域住民のニーズに応じた身近で個性あふれる公園となるよう公園改修などの整備を推進します。

#### ○自然体験活動の推進

町内の自然や他府県にある野外活動センター等での体験活動を通じて、自主性や協調性、考える力を育みます。

#### ○芸術・文化体験機会の提供

地域の特色を生かした伝統文化、芸術文化の体験学習などに地域や関係機関と連携し、機会を提供します。

#### ○郷土の歴史や伝統文化にふれる機会の提供

郷土の歴史や伝統文化をはじめとする地域の特色を生かした体験活動の充実により、歴史や文化にふれる機会を提供します。

#### ○平和教育の推進

平和理念の向上のため平和のつどいやパネル展などを通じて平和教育を推進します。

#### ○農業体験学校等、地域での体験活動の推進

伝統行事や地場産業など、地域の特色を生かした体験活動を校区青少年健全育成協議会や自治会等を通じて実施します。

#### ○スポーツ少年団活動の促進

地域のスポーツ少年団の取組を支援し、活動及び加入促進を図ります。

#### ○スポーツ教室の開催

子どものスポーツ機会の充実を図るため運動習慣のない子どもにスポーツ参加の機会を提供するとともに、運動好きになるようスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

## 基本施策（４）次代の親の育成

### 【施策の方向】

次代の親となる子どもたちが、子育てに対して不安感や負担感を持つのではなく、生命の大切さや成長の喜び、子育ての楽しさ等の感情を持つことができるよう、こども園や学校、地域との連携により、小・中学生等が直接乳幼児とふれあうことができる機会の充実を図ります。

### 【主要な取組】

#### ○関係団体と協力した次代の親の育成

家庭における教育力の向上のため学校、地域社会などが連携し、子育て支援学級などの開催により、子育ての悩みや不安を和らげる学習機会の充実を図ります。

#### ○小・中学生が保育や子育てに関わる機会の充実

子育て支援センターでの交流事業やこども園などでの中学生の交流事業を実施し、保育や子育てに関わる機会を充実します。

#### ○異年齢の子ども同士のふれあいの推進

体験活動などを通じて、異年齢の子ども同士のふれあいの場の機会を提供します。

## 基本施策（５）家庭や地域の教育力の向上

### 【施策の方向】

子育ての基盤として重要な役割を担う家庭の教育力の向上を図るため、子育てに関わる講座や講演会、PTA活動等を通じて知識の習得を促進するとともに、子育て相談等サポート体制の充実を図ります。

また、社会全体で子どもの育ちや親育ち、子育て支援を推進するため、子育て関係団体やボランティア活動等の育成・支援を進めます。

### 【主要な取組】

#### ○地域の子育て意識醸成への啓発

地域の人々の絆を強め、地域づくりを進めるための取組を推進し、地域社会全体で子どもを包み込み育む環境づくりの啓発に取り組みます。

#### ○子育てに関する相談等サポート体制の充実

妊娠期から子育て期まで継続した相談支援、サポート体制の充実を図ります。子育て世代包括支援センター機能の充実と支援の受け皿となる事業の充実に努めます。

#### ○指導者やボランティアの育成・確保

生涯学習・社会教育における指導者の育成に努めます。

#### ○青少年健全育成協議会活動やPTA活動等の支援

青少年健全育成協議会活動、PTA活動の充実に向けた支援により家庭や地域の教育力の



向上を図ります。

○放課後子ども教室（まなび塾）の実施

地域の教育力を生かした活動体験、学習活動を行う「まなび塾」の支援と拡充を図ります。

○子育てに関わる講座や講演会の開催

子育てを中心とした家庭と子どものあり方について学ぶ各講座などを開催し、子育て中の保護者を支援し家庭教育力の向上を図ります。

○高齢者による子育て支援活動の促進

シニアクラブなど地域の高齢者によるサークル活動や昔遊びを通して、子育て中の保護者、児童との交流を図ります。

○シルバー人材センターの活用

急な仕事や病気などで子どもを見られない時、家事や育児などの支援を行う事業の周知・啓発を行い、事業の活用を促進します。

○子育て支援学級の実施

小学3年生から6年生とその保護者を対象に年2回開催し、親子の絆づくりを通して家庭教育力の向上を図ります。

○あいさつ運動の推進

毎月25日を「にこにこあいさつデー」として関係機関が統一して取り組めるよう実施し、あいさつ運動の推進を図ります。

○コミュニティ・スクールによる地域に開かれた学校づくりの推進

地域社会の力を生かして子どもを育む環境をつくるコミュニティ・スクールの体制づくりの推進のため、学習・体験・安全などの地域ボランティア活動支援を推進します。

## 基本施策（6）親子の健康の確保

### 【施策の方向】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、不安や悩みを軽減するため、母と子どもの健康に関する相談体制の充実を図り、関係機関との連携によりきめ細かな対応に努めます。

また、子育てをする家族が心身共に健やかに生活できるように、疾病の予防と健康づくりに努めます。

### 【主要な取組】

○地域医療体制・救急医療体制の充実

町内の病院において小児の夜間診療などが早期実現できるよう、専門医の確保に向けて京都府へ要望活動を実施します。

○母子保健事業の周知の実施

対象が限られている事業については個別通知を行い、広く参加を求める事業については子

ラシの配布や町広報誌・ホームページ等で周知に努めます。

#### ○妊産婦健康診査の費用助成

妊娠届出時に受診票を交付し、妊娠期の経済的負担の軽減を図ります。産後健診について、近隣市町の動向をみながら、実施について検討していきます。

#### ○乳幼児健康診査の受診啓発、訪問指導

乳幼児健康診査の対象児に個別通知を行い、未受診児や要観察児は訪問等で相談・支援を実施します。今後も、虐待の早期発見の視点から、対象児の全数把握に努めます。

#### ○予防接種事業の実施

予防接種法に基づき、伝染病予防対策として各種予防接種を実施します。

#### ○不妊治療対策の実施

不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の負担を軽減するため、経費の一部を助成します。不妊治療を希望する方が治療につながりやすくなるよう、制度の周知を行います。

#### ○生活習慣病\*の予防

20歳以上の住民を対象とし、「生活習慣病の予防」をテーマに、健康教室（運動編）を開催します。

#### ○乳幼児相談、すこやか養育相談の推進

子育て中の保護者が、子どものことだけでなく自身の心身の健康についても相談しやすい環境を整えます。

#### ○パパ&ママ教室への参加促進

平成28年度から妊娠期のみを対象としていたパパ&ママ教室の対象を産後まで拡大するとともに、土曜日の開催により父親の参加促進を図っています。ハイリスクの妊産婦への支援の場として活用できるよう、参加勧奨を行っていきます。

#### ○学校におけるたばこ、飲酒、薬物の防止等の推進

非行防止教室の実施及び生徒指導体制の充実を図ります。

#### ○総合体育館等で行う各種教室への参加促進

誰もが身近で気軽にスポーツに親しむきっかけづくりとなるような事業を実施し、参加促進を図ります。

#### ○ブックスタート事業\*の実施

子育て支援課と町立図書館が連携して、3～4か月児健診時に絵本を紹介し、絵本を無償で配付します。

## 基本施策（7）食育の推進

### 【施策の方向】

家庭における食生活の大切さや乳幼児期からの望ましい食習慣の定着のための啓発を進めるとともに、「おやこの食育教室」や地域での取組を促進し、郷土の食材や料理、食事や健康に対する関心を高めます。

### 【主要な取組】

#### ○子どもの望ましい食習慣の普及と定着

子どものうちに規則正しい食習慣を身につけ、生涯にわたり望ましい食生活ができるよう「おやこの食育教室」や「未来くんの食生活支援事業」などに取り組みます。

#### ○乳幼児健康診査での栄養指導・栄養相談や離乳食教室

子どもの発育・発達段階に適した食について学習する機会を設け栄養指導・相談を実施するとともに、乳児を対象に2か月に一度、離乳食教室を開催します。

#### ○久御山町食生活改善推進員協議会「久味の会」への支援

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域の食生活改善の実践を通して健康づくりを推進する「久味の会」に継続した支援を行い、子どもの健全な食生活の推進を図ります。

#### ○学校における地産地消の推進

地元産の米や旬の野菜を給食に活用するとともに、給食だよりを通じて郷土料理や行事食について周知し、地産地消の推進を行います。

#### ○あいあいクッキング

子育て支援の一環事業として、地元産の米や旬の野菜を使用した親子料理教室を開催し、健康な食生活の実践と親子の交流を図ります。

## 基本目標 2 子どもの最善の利益の確保への支援

### 基本施策（1）子育て家庭に対する支援の充実

#### 【施策の方向】

子育て家庭の一時的・緊急的な保育ニーズ等、多様な保育ニーズに対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、常に変化する子育て家庭の状況を把握し、柔軟に対応していくため、行政関係課間の連携をはじめ、子育て・家庭教育等を支援する関係機関や団体、サークル等の専門機関が互いに情報交換や連携して取り組むことができるネットワークづくりを進めます。

さらに、子育て家庭が利用可能な各種経済的支援制度の利用を促進するとともに、子ども・子育て支援新制度における給付についての理解を深めるため、町広報誌をはじめ様々な媒体による周知を図ります。

#### 【主要な取組】

##### ◎子育て世代包括支援センター機能の充実（地域子育て支援拠点事業）

ワンストップで子育て相談や子育てに関わる各種手続きができるよう子育て支援課を設置し、地域支援の拠点となるよう「子育て世代包括支援センター」機能を持たせています。

さらに、子育て世代にとって、より身近な場所である「あいあいホール」にも「子育て世代包括支援センター」機能を拡充することで、子育て支援施策と相談支援を一体的に推進し、子育て家庭への支援の充実をめざします。

##### ○ファミリー・サポート・センター事業の充実

保護者が一時的に子どもを預けたい時に幅広く利用できる制度、サポート会員の充実を図ります。

##### ○子育て短期支援事業の実施

保護者が入院した場合など、どうしても子どもの世話ができない時に児童養護施設で宿泊を伴い、子どもを預かれるよう2施設に委託をします。

##### ○一時預かり事業の実施

求職活動や通院などで家庭での保育が困難となった子どもをこども園で預かる事業で、平成30年度からはすべてのこども園で実施しています。

##### ○経済的支援の実施

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し援助を行うとともに、すべての保護者に対して就学にかかる費用を補助し保護者負担の軽減を図ります。

##### ○子育て支援医療の充実

健やかに子どもを生き育てる環境づくりの一環として、通院は中学生まで、入院は18歳年度末までの医療費を助成しています。今後、制度の更なる拡充をめざします。

## 基本施策（２）相談・情報提供体制の充実

### 【施策の方向】

子どもに関する様々な問題や子育てに関する悩みや不安を軽減・解消できるよう、関係課との連携や新たな組織の検討等相談窓口の充実を図ります。

また、子育てや子育てに関する事業や講座等の情報、子育て支援団体・サークル等の情報提供の充実を図ります。

### 【主要な取組】

#### ○いじめ問題対策調査委員会の設置

地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関としていじめ問題対策調査委員会を設置するとともに、久御山町いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針に基づいた取組の実践により、いじめの早期発見・早期解決に努めます。

#### ○子育て総合相談窓口の強化

ワンストップで子育て相談、各種手続きができるよう子育て支援課と子育て世代包括支援センターを設置し、子育て総合相談窓口の強化に努めます。

#### ○民生児童委員による子育て相談の強化

少子・高齢化の進展、家庭機能の変化などの社会問題が環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズが複雑・多様化する中、子育て相談の強化を図ります。

#### ○子育て関連情報の提供

子育て支援課及びあいあいホール窓口に子育て関連情報パンフレットなどを配架するとともに、町広報誌において子育て関連情報を掲載し情報の提供を行います。

#### ○教育相談の推進

子どもの健やかな成長・発達を願い電話や面接による教育相談を行う教育相談室を開設し、児童・生徒・保護者の支援を行います。

#### ○母子健康手帳交付時の情報提供

母子健康手帳交付時にアンケートと面接を実施し、リスクの有無を把握すると同時に、妊娠中に必要な情報等を提供します。

#### ○乳児家庭全戸訪問事業の実施

新生児期に全数、家庭訪問を行い、新生児の成長・発育や産婦の心身の健康状態の把握に努めると同時に、育児や健康管理に必要な情報提供を行います。

## 基本施策（3）ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【施策の方向】

国や京都府が実施する就労支援事業に積極的な取組を行うとともに、ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てをすることができるよう、情報提供等を通じて就業による自立を支援します。

また、子育て・生活支援の強化や子どもへの相談・学習支援に努めるとともに、父子家庭に対する相談や就業支援等、支援の拡大を図ります。

### 【主要な取組】

#### ○相談・情報提供の充実

民生児童委員による見守りや相談に加え、各種手当での申請案内時にチラシなどを同封し情報提供に努めます。

#### ○京都府との連携による就労支援等の実施

子どもの最善の利益の確保への支援、子育てと仕事・地域生活の両立への支援として、様々な保護者の負担軽減策やひとり親の就業支援を行います。

また、低所得世帯の中学生を対象とした学習支援を実施します。

#### ○子どもへの相談・学習支援の実施

京都府ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業を久御山町母子寡婦（さつき）会が受託し、こども食堂の運営を通して学習・生活習慣の確立を図り、相談・学習支援を行います。

#### ○母子福祉推進員や母子寡婦会の活動支援

会員の福祉の増進のため事業活動に補助を行うとともに、関係機関との連絡調整などの事務的支援を行います。

#### ○日常生活支援事業の実施

京都府が京都府母子寡婦福祉連合会に委託し実施する事業で、保護者が仕事や疾病で児童の養育が困難な時に家庭生活支援員を派遣して子どもを預かります。



## 基本施策（４）障害のある子どもへの支援の充実

### 【施策の方向】

障害の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、その時期に必要な対応や、自立に向けての一貫した支援を行っていきます。

障害のある子どもとその保護者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、関係課及び子ども園、医療機関等の関係機関が連携を強化し、個々のケースに応じたきめ細かな相談や対応に努めます。

また、発達障害\*等、個々の障害の種類や程度に応じて、適切な対応や保育・教育の充実が図れるよう、研修等を通じて支援にあたる職員の資質の向上に努めます。

### 【主要な取組】

#### ◎療育教室の充実

発達障害など特別な支援が必要な子どもたちが増加しており、障害も多様化しています。それらの子どもたちのすべてが早期から療育を受けることができ、その家族が我が子の成長に気づき、子育てに自信を持つことができるよう支援の充実に努めます。

また、より安全で充実した療育を受けることができるよう「全世代・全員活躍まちづくりセンター（仮称）」の整備に合わせ、設備の整った療育環境の確保をめざします。

#### ○発達障害のある子どもの早期把握と早期支援の実施

乳幼児健康診査に加え「４歳児サポート事業」等で、障害リスクの早期発見に努めます。また、支援が必要な親子に対し、療育教室のほか、親子教室などで早期支援を行います。

#### ○発達障害の一貫した支援のための体制の整備

久御山町発達障害等検討委員会を設置し、関係機関・関係各課との連携や協議を重ね、町全体の発達障害支援の体制整備をめざします。

#### ○障害のある子どもの保育・教育の充実

久御山町教育支援委員会を設置し、障害のある幼児及び児童生徒に対して、障害の種類・程度に応じた就学及び教育的支援等の相談・支援及び指導・助言を行います。

#### ○関係機関、団体等との連携による支援の充実

校園との連携はもとより、八幡支援学校、特別支援学級の保護者、母子保健担当の保健師、発達相談員などの連携による支援の充実に努めます。

#### ○障害福祉サービスの提供

個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項を踏まえて、サービスの提供を図ります。

#### ○地域生活支援事業の提供

障害のある人が社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための支援を行います。

## 基本施策（５）児童虐待防止対策等の充実

### 【施策の方向】

要保護児童対策地域協議会\*を充実し、関係機関の連携を深めることにより児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、妊娠期から乳幼児期を通じた母子保健活動との連携により、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の社会資源を活用し支援します。

相談体制においては、本町のあらゆる部局において連携を図るとともに、警察や医療機関等の関係機関とも連携をとった取組を行います。

### 【主要な取組】

#### ◎子ども家庭総合支援拠点の整備

地域のすべての子どもと、その家族の相談に専門性を持って対応することができる支援の拠点づくりを行います。児童虐待の調整機関である久御山町要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、切れ目のない継続した支援を行います。

#### ○医療機関との連携による早期発見

保健所や近隣市町と協働で、医療機関との連携強化に取り組んでいきます。

#### ○要保護児童の把握、情報の共有等

久御山町要保護児童対策地域協議会の定期的な開催において、要保護児童の把握を行い、緊密な連携と情報共有により児童虐待防止対策を図ります。

#### ○児童虐待に関する啓発

町広報誌などを通じて、児童虐待防止の啓発に努めるとともに、発生時の通報 189 番の周知・啓発を図ります。また、児童虐待防止推進週間及び児童虐待防止推進月間を中心に、子どもを虐待から守るメッセージリボンであるオレンジリボン・キャンペーン\*を通して広報啓発に取り組みます。

## 基本施策（６）外国籍の子どもへの支援の充実

### 【施策の方向】

本町における外国人人口は増えており、今後は外国籍や外国につながる子どもが増えていくことが予想されます。保護者とのコミュニケーションや文化の違いの理解など、それぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育・教育を進めていくことに努めます。

### 【主要な取組】

#### ○多様なルーツを持つ子どもに対応したサポートの推進

外国籍の子どもなどが、こども園や学校、その他の子育てサービスの利用にあたって、情報提供など十分な支援が受けられるよう、子ども一人一人に対応したサポートに取り組みます。



## 基本施策（7）子どもの貧困対策

### 【施策の方向】

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備していきます。

令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、これに基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」、「京都府子どもの貧困対策推進計画」、そして現在の子どもを巡る社会状況等を踏まえ、各種事業に取り組んでいきます。

### 【主要な取組】

#### ○教育と福祉が連携した総合的支援の推進

学校を子どもの貧困対策の起点として位置づけ、本町、京都府、こども園、学校、施設、地域団体等が連携し、社会全体の取組として支援を推進していきます。

また、本町の貧困対策窓口を明確化し、支援が必要な子どもや保護者が住みなれた地域で必要な支援を受けられる仕組みづくりを推進します。

#### ○妊娠から子育てまでの包括支援

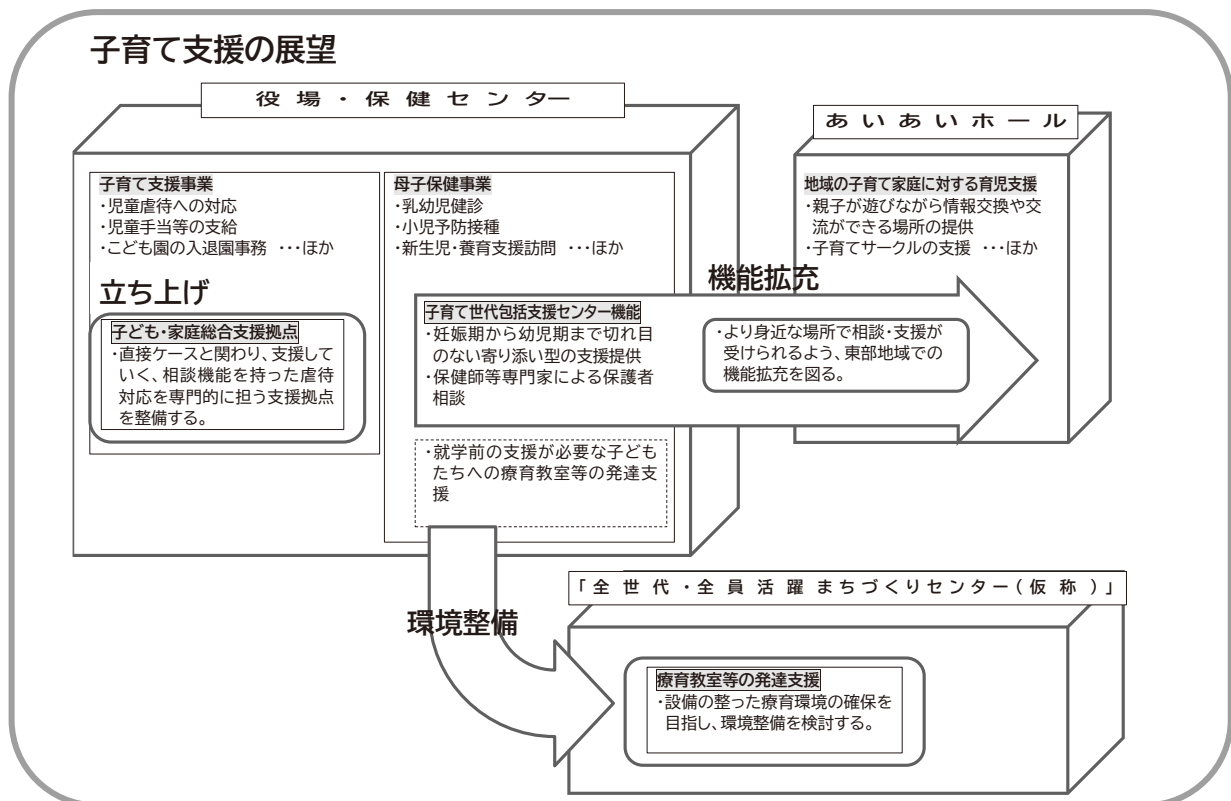
乳幼児家庭全戸訪問事業や健康診査等を通じ、生活困窮家庭やハイリスク家庭の早期発見と福祉への連携体制を強化します。

#### ○支援制度の周知の強化

保護者だけでなく、子どもたち自身にもわかりやすい「支援制度」の周知を図ります。

#### ○実態調査の実施

子どもの貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもが置かれている貧困の状況を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査に取り組みます。



## 基本目標 3 子どもの安心・安全な生活への支援

### 基本施策（1）生活の安全の確保

#### 【施策の方向】

子どもを交通事故から守るため、警察と連携し地域や学校等での交通安全教室の開催を進めるとともに、住民等に対し自転車の走行マナー等の周知を進めます。

また、子どもを犯罪被害から守るため、学校と家庭、地域が連携して、登下校時のパトロール体制を強化するとともに、緊急時には子どもが助けを求めることができる「こども110番のいえ\*」の周知を進めます。

さらに、災害時にも子ども自身が自分を守ることができるよう、防災教育を進めるとともに、地域や学校での避難訓練等の実施を促進します。

#### 【主要な取組】

##### ◎地域での交通安全施設の計画的な整備

久御山町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう交通安全施設の計画的な整備に努めます。

##### ○交通安全教室の開催

こども園、小中学校で宇治警察署から講師を招き、交通安全教室を開催し児童生徒の交通安全意識の啓発・事故防止を図ります。

##### ○登下校時のパトロール体制の強化

犯罪事案などの情報共有や町防犯推進委員、青少年健全育成協議会、ボランティアなどによる効果的な防犯パトロールの展開により、監視体制の強化を図ります。

##### ○こども110番のいえの周知

各小学校において、毎年こども110番のいえの周知を行います。

##### ○学校等における防犯対策の推進

町内への防犯カメラの設置、不審者情報等の情報共有を行うとともに、各学校の子ども安全対策活動等への補助を行い、防犯対策の強化を図ります。

##### ○地域での避難訓練等防災活動の強化

自助・共助の意識啓発や防災組織の育成により、災害時における住民の適切な行動を促進し、防災活動の強化を図ります。

##### ○学校等における防災教育の推進

小中学校での授業で学習するとともに、避難訓練の実施、地域の防災訓練への参加により、防災意識の啓発を行います。

## 基本施策（２）有害環境対策の推進

### 【施策の方向】

青少年の問題行動やその防止に関する住民の関心を高めるとともに、関係機関をはじめ青少年健全育成協議会等関係団体と連携し、青少年の健全育成や非行防止活動を進めます。

### 【主要な取組】

#### ○青少年の健全育成活動の促進

社会教育活動などを通じて、積極的に子どもの健全育成を推進するための人材の発掘と育成に努め、子どもが地域社会に関心を持ち、主体的に行動できる豊かな人間性を育むことができるよう図ります。

#### ○インターネットやスマートフォン等の適正な使用の推進・啓発

インターネットやスマートフォンによる有害情報やスマートフォン依存症、また SNS\*などのコミュニティサイトを通じたトラブルや事件から子どもを守るため、学校・PTAを通じて適正な使用の啓発に努めます。

#### ○子どもの健全育成の啓発

健全な生活に悪影響を及ぼすことが懸念される有害環境から子どもを守るため、チラシの配布や青少年健全育成協議会による夜間パトロール活動を実施し啓発を図ります。

## 基本施策（３）子育て支援のまちづくりの推進

### 【施策の方向】

子育てしやすい住み良いまちをめざし、町内公共施設の利用の利便性向上を図り、公共交通等移動手段の充実を図ります。

さらに、乳幼児等の子ども連れでも公共施設や商業施設等を利用しやすいよう、京都府福祉のまちづくり条例に基づき、オムツ交換台や授乳室の設置等ユニバーサルデザイン\*の考え方による子育てバリアフリー化を促進します。

### 【主要な取組】

#### ◎久御山中央公園の再整備

交流と憩いの場を創出する「まちのにわ構想\*」に基づき、公園としての機能を拡充し、休日に家族で過ごせるもっと子どもが遊べる場所として、久御山中央公園のリニューアルに取り組みます。

#### ○公共交通の利用促進

久御山町広域公共交通網形成計画に基づき、公共交通の利用促進を図ります。

#### ○公共施設等の子育てバリアフリー化の促進

乳幼児等の子連れでも利用しやすいような施設づくりに取り組みます。

## 基本目標 4 子育てと仕事・地域生活の両立への支援

### 基本施策（１）多様な保育ニーズへの対応

#### 【施策の方向】

母親の就労ニーズの高まりと多様な保育・教育ニーズに対応したサービスの充実に努めます。

また、仲よし学級は就労等により家庭で児童を保育できない保護者のため、小学６年生まで受け入れます。

#### 【主要な取組】

##### ○多様な保育事業の推進

すべてのこども園において、一時保育を実施するとともに、町内の病院で病児・病後児保育を実施します。

また、多様な保育・教育ニーズに対応したこども園の運営について検討していきます。

##### ○仲よし学級の６年生までの受入

児童の健全な育成と放課後家庭で保育を要する児童の居場所を確保するため、６年生まで仲よし学級を実施します。

### 基本施策（２）家庭生活等における男女共同参画の推進

#### 【施策の方向】

子育てや家事等の家庭生活を男女が共に担っていくため、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識を、男性のみならず女性を含む住民や事業所等社会全体に浸透させるための啓発活動を推進します。

また、子育て家庭のみならず、すべての人がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について理解し、男女共同参画意識を高めるための啓発を進めます。

#### 【主要な取組】

##### ○学校における男女平等教育の推進

法の下での平等、個人の尊厳といった人権の普遍的な視点、具体的な人権問題に即した視点から人権学習の内容による男女平等教育の推進を実施します。

##### ○参加しやすいパパ&ママ教室の開催

妊産婦とその家族を対象とした教室の４回シリーズの１回を父親も参加しやすい土曜日に開催します。

##### ○各種事業への参加しやすい環境づくり

事業開始時間や保育ルームの設置など参加しやすい環境づくりに努めます。

##### ○家庭生活における家族の家事分担の重要性の啓発

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を演題とした講演会などを開催し、仕事と家事分担の重要性を啓発します。

### **基本施策（３）子育てを大切にする職場環境づくりの推進**

#### **【施策の方向】**

すべての人が、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、安心して子育てや地域活動等に参加できるよう、企業に対して育児・介護休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善や働き方の見直しについて啓発に努め、行政機関が率先してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に取り組みます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組んでいる企業に関する紹介等を行い、住民の関心を高めます。

#### **【主要な取組】**

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての住民に対する周知

セミナーなどを実施し、家庭生活などにおける男女共同参画を推進するとともに、子育てを大切にする職場環境づくりを促進します。

○企業に対する育児・介護休業制度の普及・定着の促進、労働条件の改善や働き方の見直しについての啓発

役場関係各課のカウンターでのチラシ配架とあわせ、クロスピア登録企業へのメーリングリストによる周知を行います。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に積極的な企業の取組を紹介

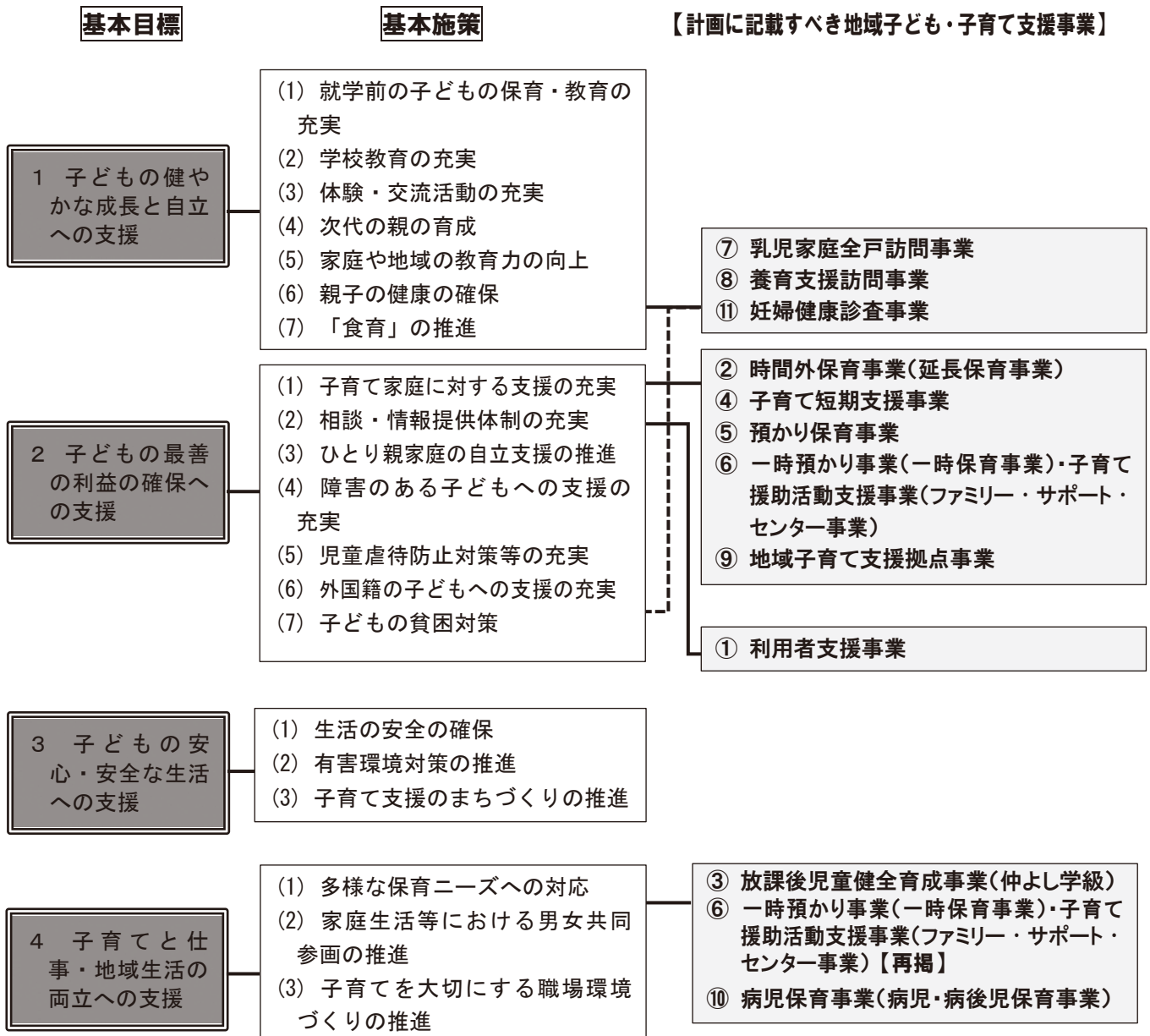
京都府と連携し、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行う企業の取組を紹介するなど、子育て応援企業の増加に向け啓発を図ります。

# 第5章 保育・教育・子育て支援事業について

## 1 量の見込みと確保方策等について

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

### ■ 基本施策と地域子ども・子育て支援事業の全体像





## 2 将来フレーム（将来の子ども人口）

### 【推計方法】

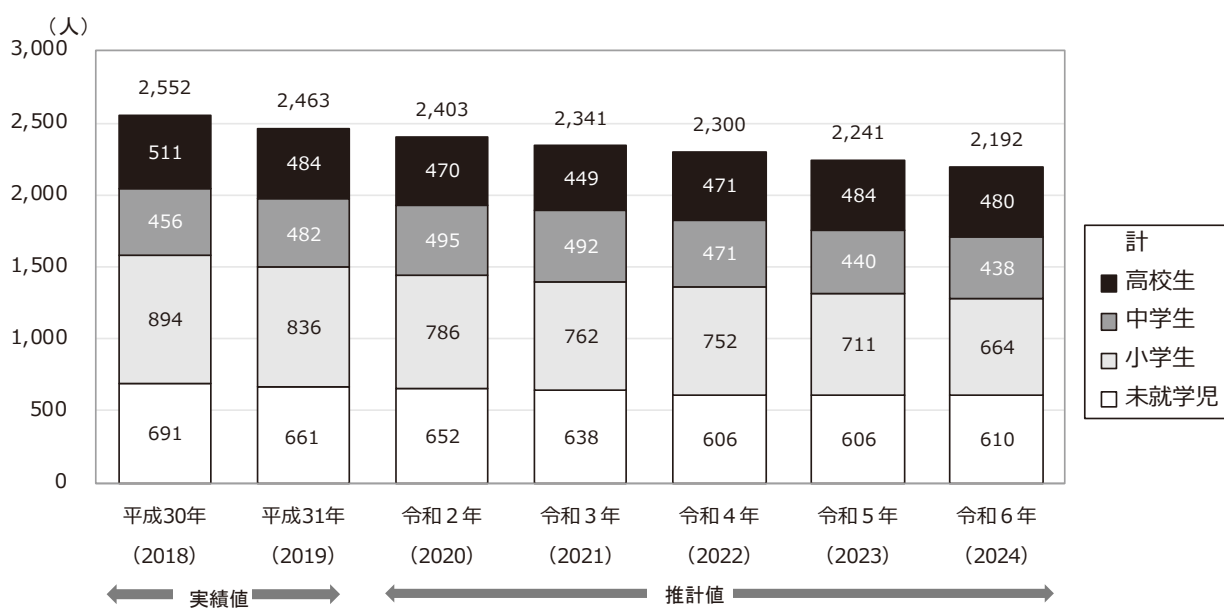
◇平成 27 年から平成 31 年の住民基本台帳（各年 3 月末）における性別・年齢 1 歳階級別の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計

◇0 歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における 15～49 歳の女性人口に女性子ども比を乗することで、将来各年における 0 歳人口を推計

※推計に使用した女性子ども比：平成 27 年から平成 31 年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49 歳の女性人口と 0 歳人口との比を女性子ども比として算出

町全体の未就学児は、平成31年の661人から緩やかに減少した後、令和6年にはやや増加に転じ610人となる見通しです。

また、小学生人口は、平成31年の836人から、令和6年には現在の約80%の664人となる見通しです。



※実績値は、各年 4 月 1 日現在

		実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未 就 学 児	0歳	110	107	109	108	106	104	101
	1歳	107	96	106	108	107	105	103
	2歳	130	99	94	103	105	104	102
	3歳	117	131	97	92	101	103	102
	4歳	115	115	131	96	91	100	102
	5歳	112	113	115	131	96	90	100
	小計	691	661	652	638	606	606	610
小 学 生	6歳	139	110	114	115	132	96	90
	7歳	137	138	111	115	116	133	97
	8歳	140	135	137	110	114	115	132
	9歳	141	144	137	139	112	115	117
	10歳	167	142	145	138	140	112	116
	11歳	170	167	142	145	138	140	112
	小計	894	836	786	762	752	711	664
中 学 生	12歳	148	169	172	146	149	142	144
	13歳	160	151	171	174	147	150	143
	14歳	148	162	152	172	175	148	151
	小計	456	482	495	492	471	440	438
高 校 生	15歳	173	148	159	149	169	172	145
	16歳	174	167	144	156	146	166	169
	17歳	164	169	167	144	156	146	166
	小計	511	484	470	449	471	484	480
0～17歳 合計		2,552	2,463	2,403	2,341	2,300	2,241	2,192

※実績値は、各年4月1日現在



### 3 教育・保育提供区域

#### (1) 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

#### (2) 久御山町における教育・保育提供区域の設定

久御山町では、小学校は3校区、中学校区は1校区で、町域もコンパクトとなっています。このような中で、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域の設定について、次のとおりとします。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「町全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
<b>利用者支援事業</b> 子どもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	町内全域	保育・教育施設の活動の一環として、町内全域とします。
<b>時間外保育事業（延長保育事業）</b> 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間、保育を実施	町内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、町内全域とします。
<b>放課後児童健全育成事業（仲よし学級）</b> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	各小学校区を基本として実施します。
<b>子育て短期支援事業</b> 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護	町内全域	町内全域とします。
<b>預かり保育事業・一時預かり事業（一時保育事業）</b> こども園において一時的に乳幼児を預かり、必要な保育を実施	町内全域	保育・教育施設での利用を含むため、町内全域とします。
<b>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</b> 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	町内全域	町内全域とします。
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	町内全域	町内全域とします。

<b>養育支援訪問事業</b> 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	町内全域	町内全域とします。
<b>地域子育て支援拠点事業</b> 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	町内全域	利用状況等を踏まえ、町内全域とします。
<b>病児保育事業（病児・病後児保育事業）</b> 病児または病後児について、病院の専用スペース等で一時的に保育を実施	町内全域	町内全域とします。
<b>妊婦健康診査事業</b> 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	町内全域	町内全域とします。

#### 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

本町では、就学前の保育・教育施設等の利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成 27 年度からの実績を基に、計画策定に係るニーズ調査（平成 30 年度実施）の結果も活用し定めます。

##### 【提供体制・確保方策の考え方】

多様化する保護者の就労形態・ニーズに適切かつ柔軟に対応するため、町立幼稚園・保育所は、平成 30 年度から幼保連携型認定こども園に移行しました。

引き続き、町立のこども園3園を中心に、保育・教育サービスの充実に努めます。

##### 【幼児期の保育・教育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「保育・教育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な保育・教育施設の整備を計画的に実施していきます。

#### (1) 1号認定（幼稚園、認定こども園等）（2号認定の幼稚園等の利用希望を含む）の量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量(必要利用定員総数)		69	57	47	44	43
内訳	1号認定	58	48	40	37	36
	2号認定(幼稚園等希望)	11	9	7	7	7
②確保の内容		109	97	87	84	83
内訳	特定教育・保育施設* (幼稚園、認定こども等)	69	57	47	44	43
	確認を受けない幼稚園※	30	30	30	30	30
	上記以外(幼稚園の預かり 保育 長時間・通年)	10	10	10	10	10
②-①		40	40	40	40	40

※新制度に移行していない幼稚園の利用者数

## (2) 2号認定（認定こども園）の量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量（必要利用定員総数）	251	251	239	254	273
②確保の内容（認定こども園）	265	251	239	254	273
②-①	14	0	0	0	0

## (3) 3号認定（認定こども園）の量の見込み

### ① 0歳児

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量（必要利用定員総数）		17	17	17	18	18
②確保の内容		24	17	17	18	18
内 訳	特定教育・保育施設 （認定こども園）	24	17	17	18	18
	地域型保育	0	0	0	0	0
②-①		7	0	0	0	0

### ② 1・2歳児

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量（必要利用定員総数）		112	122	125	127	129
②確保の内容		112	122	125	127	129
内 訳	特定教育・保育施設 （認定こども園）	112	122	125	127	129
	地域型保育	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

対象年齢：おおむね中学校卒業までの子育て中の親子（妊婦含む）  
 内容：子育て家庭等から身近な場所で相談をうけ、個別のニーズにあわせた寄り添い型の支援を実施する。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

子育て支援課（子育て世代包括支援センター）をワンストップ窓口として、利用者が多様な子育て支援事業の中から適切なものを選択できるように、保育・教育施設や地域の子育て情報を提供するとともに、関係機関との連絡調整を行います。

また、子育て支援センターあいあいホールにおいても、子育て家庭からの相談に応じ、きめ細かな支援を行えるよう、体制の強化に努めます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	基本型・特定型	箇所	0	0	0	0	0
	母子保健型	箇所	1	2	2	2	2
確保方策	基本型・特定型	箇所	0	0	0	0	0
	母子保健型	箇所	1	2	2	2	2

### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

#### 【事業概要】

対象：こども園（2号認定、3号認定）の在園児  
 内容：保育認定を受けた子どもについて、基本教育・保育時間以外の時間において、こども園において保育を行います。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

利用者は増加傾向を見込んでいますが、現在進めているこども園整備計画の中で、確保に努めます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	利用者数	人	137	141	139	148	162
②確保方策	利用者数	人	137	141	139	148	162
	施設数	箇所	5	4	4	3	3
②-①		人	0	0	0	0	0

### (3) 放課後児童健全育成事業（仲よし学級）

#### 【事業概要】

対 象：小学校1年生から6年生まで  
 内 容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に仲よし学級で生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後、利用者の増加が見込まれる中、指導員の確保が課題となっています。インターネット求人等を活用し、指導員数の確保に努めます。

#### ① 御牧校区（御牧仲よし学級）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1年生	人	18	19	23	17	17
	2年生	人	12	12	13	15	11
	3年生	人	19	17	19	22	28
	4年生	人	1	1	0	0	0
	5年生	人	2	3	3	3	4
	6年生	人	0	0	0	0	0
	計	人	52	52	58	57	60
②確保方策		人	52	52	58	57	60
②-①		人	0	0	0	0	0

#### ② 佐山校区（佐山仲よし学級）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1年生	人	23	24	29	22	21
	2年生	人	15	14	13	14	9
	3年生	人	21	17	18	19	23
	4年生	人	7	8	7	8	8
	5年生	人	9	11	14	14	18
	6年生	人	0	0	0	0	0
	計	人	75	74	81	77	79
②確保方策		人	75	74	81	77	79
②-①		人	0	0	0	0	0

### ③ 東角校区（東角仲よし学級）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1年生	人	23	25	31	24	24
	2年生	人	17	19	19	23	17
	3年生	人	16	14	15	16	19
	4年生	人	5	4	3	3	2
	5年生	人	2	1	1	1	1
	6年生	人	1	1	1	1	1
	計	人	64	64	70	68	64
②確保方策		人	64	64	70	68	64
②-①		人	0	0	0	0	0

## （４）子育て短期支援事業

### 【事業概要】

対 象：0歳から小学校6年生まで
施 設：町外の施設2箇所に委託
内 容：保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かり、必要な保護を行います。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

これまでの利用状況から、現行どおり町外の2施設に委託して見込量を確保できると考えています。

町広報誌、ホームページ等を活用し、本事業の周知に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	人日	6	6	6	6	6
②確保方策	人日	6	6	6	6	6
②-①	人日	0	0	0	0	0

## (5) 幼稚園預かり保育

### 【事業概要】

対 象：こども園（1号認定）の在園児  
 内 容：基本教育・保育時間終了後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて預かり保育を実施します。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

利用者は減少傾向にあり、現行どおり町立こども園での実施により、確保を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	利用者数	人日	1,743	1,574	1,419	1,453	1,516
②確保方策	利用者数	人日	1,743	1,574	1,419	1,453	1,516
	施設数	箇所	3	3	3	3	3
②-①		人日	0	0	0	0	0

## (6) 一時預かり事業（一時保育事業）・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ①一時預かり事業（一時保育事業）

### 【事業概要】

対 象：0歳から5歳まで  
 内 容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、こども園において、一時保育を行います。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

平成30年度からすべてのこども園で実施しており、利用者は横ばいが見込まれます。引き続きすべてのこども園での確保を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量		人日	178	175	166	166	167
②確保方策	一時保育(在園児対象型を除く)	人日	178	175	166	166	167
②-①		人日	0	0	0	0	0



## ②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業概要】

対 象：おおむね3か月から10歳まで  
内 容：乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

利用者は増えておりますが、おまかせ会員とまかせて会員による事業であり、町広報誌、ホームページ等で周知を図り、まかせて会員の確保を進め、利用促進を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	人日	39	43	47	52	58
②確保方策	人日	39	43	47	52	58
②-①	人日	0	0	0	0	0

## （7）乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

対 象：生後4か月まで  
内 容：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。

母子健康手帳交付時に、本事業の周知を行うとともに、事業実施時には、対象者と日程調整を行った上で、保健師による訪問を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	109	108	106	104	101
見込量	人	109	108	106	104	101
訪問率	%	100	100	100	100	100

## (8) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

対 象：養育の支援が特に必要な妊婦及びおおむね産後1年未満の産婦のいる家庭  
 内 容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

対象世帯数は、ほぼ横ばいを見込んでおりますが、妊娠届提出時の面接や乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会等様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握に努め、訪問相談を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量(対象世帯数)	件	10	10	10	10	10
見込量(延べ訪問数)	回	150	150	150	150	150
②確保方策(訪問世帯数)	件	10	10	10	10	10
②-①	件	0	0	0	0	0

## (9) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

対象年齢：就学前児童（0から5歳）及びその保護者  
 内 容：子育て支援センターあいあいホールを活用し、在宅で子育てしている保護者に対して、子育て情報の提供や交流の場、子育て相談等を行います。また、地域の公民館等において、つどいのひろばや親子ひろばを実施します。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

子育て支援センターあいあいホールの利用者は減少しており、同所での「第2子育て世代包括支援センター」の開設により、東部地域の子育て支援拠点として更なる体制強化と活動内容の充実を図り、事業の活性化、利用者の増加をめざします。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(親子延べ利用者数)	利用延人回/月	403	413	423	433	443
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

## (10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【事業概要】

対 象：久御山町に居住する就学前の児童  
 内 容：急な病気でこども園などが利用できないお子さんを一時的に預かり保育看護する事業で、委託する病院併設の保育施設等で実施します。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

利用者の大きな増減はないと見込んでおり、平成30年度から病児・病後児保育を実施している町内の京都岡本記念病院で今後も継続して確保を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	利用者数	人日	25	25	25	25	25
②確保方策	利用者数	人日	25	25	25	25	25
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

対 象：妊娠届出者  
 内 容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行します。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査を必ず受診するよう啓発するとともに、妊婦健康診査の公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	109	108	106	104	101
見込量	人	132	132	130	128	124
一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数(受診人数×一人当たりの健診回数)	人回	1,848	1,848	1,820	1,792	1,736

## 6 幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 幼保連携型認定こども園の運営に係わる基本的考え方

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い保育・教育事業の実施と、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、0～5歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ幼保連携型認定こども園を整備し、保育・教育内容の一層の向上を図ります。

### (2) 質の高い幼児期の保育・教育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育てで家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育・教育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

### (3) 幼児期の保育・教育と義務教育との円滑な園小連携の取組の推進

乳幼児期から義務教育終了までの15年間（0歳～15歳）を見通した保育・教育の充実をめざし、こども園・小学校・中学校を町全体で「学園」と見立て、「久御山学園\*」として町ぐるみで将来の久御山町を担う子どもたちを育てる取組を進めます。

## 7 子育てのための施設等利用給付\*の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により、新たに設置された子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、町が保護者のかわりに利用施設に費用を支払う法定代理受領の実施や保護者がいったん全額を支払い、その後申請して払い戻しを受ける償還払いを年4回以上するなど、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

## 第6章 計画の推進

### 1 住民や関係団体、企業等との連携

子どもの育ちや子育て家庭を社会全体で見守り、支援するためには、行政はもちろんのこと、保育・教育施設関係者、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めた社会全体が連携することが必要です。

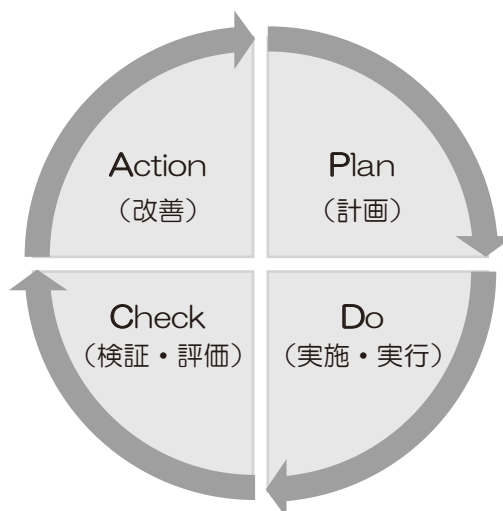
本計画の推進にあたっては、行政・学校・家庭・地域・企業それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、こども園をはじめ、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等が連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

また、住民や企業、関係団体の理解と協力が不可欠であり、計画について町広報誌等様々な方法で住民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、子育てサークルや子育てサロン、世代間交流、登下校時の見守り、子育てと仕事の両立や働きやすい職場づくり等の地域や企業による取組を支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

### 2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「久御山町子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



## 資料編

### 1 計画の策定経過

#### ■平成 30 年度

開催日	事項	内容
平成 30 年 5月 23 日	平成 30 年度第 1 回 久御山町子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て会議の概要について (2) 子ども・子育て支援プランについて
11 月 28 日	平成 30 年度第 2 回 久御山町子ども・子育て会議	(1) 久御山町子ども・子育て支援プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）に関する施策の取組・達成状況【中間評価】について (2) 第 2 期久御山町子ども・子育て支援に関する調査について
12 月 23 日 ～平成 31 年 1 月 8 日	久御山町子ども・子育て支援に関する調査（アンケート調査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子ども及び小学生のいる全世帯を対象に、こども園、小学校を通して配布・回収（回答対象となる子どもは、一番下の年齢）</li> <li>・町外の小学校や幼稚園などに通うお子さんや未就園のお子さんのいる家庭には郵送により実施</li> <li>・配布数：就学前子ども保護者 549 件 小学生保護者 683 件</li> <li>・回収数：就学前子ども保護者 230 件 小学生保護者 292 件</li> <li>・回収率：就学前子ども保護者 41.9% 小学生保護者 42.8%</li> </ul>
3 月 26 日	平成 30 年度第 3 回 久御山町子ども・子育て会議	(1) 第 2 期久御山町子ども・子育て支援に関する調査結果について (2) 第 2 期久御山町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて

■令和元年度

開催日	事 項	内 容
令和元年 8月26日	令和元年度第1回 久御山町子ども・子育て会議	第2期久御山町子ども・子育て支援プラン骨子案について ①施策の評価について ②骨子案について
12月4日	令和元年度第2回 久御山町子ども・子育て会議	第2期久御山町子ども・子育て支援プラン素案について
12月20日 ～令和2年 1月18日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期久御山町子ども・子育て支援プラン(案)について住民の意見を広く募集するため実施</li> <li>・町のホームページに掲載のほか、役場(子育て支援課)、あいあいホール、中央公民館、ゆうホール、総合体育館、クロスピアくみやまに冊子を配置</li> </ul>
2月21日	令和元年度第3回 久御山町子ども・子育て会議	第2期久御山町子ども・子育て支援プラン(案)について



## 2 久御山町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 14 号

### 久御山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、久御山町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、民生部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 44 年久御山町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 28 年条例第 10 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 久御山町子ども・子育て会議 委員名簿

任期:平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

区 分		氏 名	所属・ 役職等
1号	学識経験者	○平野 穂奈美	元教育委員
2号	団体推薦者	田中 満穂	久御山町商工会 副会長
3号	従事者	大木 貴美子	さやまこども園長（平成 31 年 3 月 31 日まで）
		千田 春美	とうずみこども園長
		谷口 美弥子	佐山小学校長
4号	保護者	黒川 友美	みまきこども園PTA会長
		松井 宏奈	さやまこども園くすのき会 会長
		角 真紀	とうずみこども園PTA会長
		多田 美穂	久御山町PTA連絡協議会 会長
		日野 真由美	子育てサークルさくらんぼ
5号	その他	◎岡西 義久	民生児童委員協議会 会長
		石原 勝利	社会福祉協議会 事務局長

注) ◎：会長 ○：副会長

(敬称略：順不同)

所属・役職等は、平成 30 年 4 月 1 日現在

## 4 用語解説

### (1) 子ども・子育て支援新制度に関する用語

用語	定義
子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国・地方公共団体・学校法人・社会福祉法人に限られる（株式会社の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のこと。</p>
子ども・子育て支援	<p>すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第7条）</p>
教育・保育施設	<p>「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第7条）</p>
施設型給付	<p>認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（子ども・子育て支援法第11条）</p>
子育てのための施設等利用給付	<p>令和元年の10月に幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子ども・子育て支援給付。（子ども・子育て支援法第八条）</p> <p>市町村は①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。</p> <p><b>①対象施設等</b></p> <p>子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。</p> <p><b>②支給要件</b></p> <p>以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の認定を受けたものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども</li> <li>・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども</li> </ul>

用語	定義
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(子ども・子育て支援法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。(子ども・子育て支援法第29・43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行います。(子ども・子育て支援法第7条)
家庭的保育(保育ママ)	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。(子ども・子育て支援法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、障害・疾患等で個別のケアが必要な場合や施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行います。(子ども・子育て支援法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育します。(子ども・子育て支援法第7条)
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条)</p> <p><b>【認定区分】</b></p> <p>1号認定子ども:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども</p> <p>2号認定子ども:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)</p> <p>3号認定子ども:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)</p>
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童健全育成事業、時間外(延長)保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業。(子ども・子育て支援法第59条)

用語	定義
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

## (2) その他の用語

### 【あ行】

#### ◆新しい経済政策パッケージ

平成 29 年 12 月に閣議決定された「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうための政策パッケージの事です。「生産性革命」では、2020 年に向けて、過去最高の企業収益を、しっかりと賃上げや設備投資につなげていきます。「人づくり革命」は、2020 年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。子育て世代、子供たちに、大胆に政策資源を投入することで、我が国の社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の制度へと大きく転換していきます。

#### ◆生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力を指します。平成 8（1996）年に文部省（現在の文部科学省）の中央教育審議会において「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申の中で示されました。平成 20（2008）年 3 月 28 日に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領でも、これを継承し、教育基本法改定等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成することとしています。

#### ◆育児休業（制度）

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。

「育児・介護休業法」では、1 歳 6 か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることで、育児休業期間を最長 2 歳まで延長できます。

#### ◆SNS

social networking service の略で、web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。主に Twitter や Facebook、LINE、Instagram などのことです。

#### ◆オレンジリボン・キャンペーン

子どもへの虐待をなくしたいという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広める市民活動です。リボンには、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちが込められています。国では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。



## 【か行】

### ◆キャリア教育

望ましい職業観や職業に関する知識を身につけさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育のことです。

### ◆久御山学園

町全体を一つのキャンパスとしていつでもどこでも学べる環境づくりをめざす久御山町生涯学習計画「久御山タウンキャンパスプラン」に基づく実施計画の一つで、町全体で「めざす子ども像」を定め、地域・保護者・こども園・学校が一体となり、同じ目標に向かって教育活動を推進しようとする取組です。4つの育成したい基本的な力として、“自立”“展望”“挑戦”“共生”を掲げています。

### ◆久御山町通学路交通安全プログラム

平成28年3月に策定された、通学路の安全確保に関する取組の方針のことです。

関係機関による「通学路安全推進会議」を組織し、連携して、児童が安全に通学できるよう、継続的に通学路の安全確保に取り組んでいきます。

### ◆合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

### ◆子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、自治体は教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を聴くために、「審議会その他の合議制の機関」（地方版子ども・子育て会議）を置くように努める、とされています。

また、この会議は、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する役割を担っています。

### ◆子どもの貧困

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という2つの考え方があります。

絶対的貧困とは、途上国や戦後日本等のように飢餓や栄養失調等をもたらす貧困の状況を指し、世界銀行は、国際貧困ラインを「1日1.90ドル未満」で暮らす人を貧困層と定義しています。

一方、相対的貧困とは、その社会における標準的な生活水準に比べて相対的に貧困な状態にあることを指しており、絶対的貧困が大きな課題とならなくなったOECD諸国等においても相対的貧困は存在し、特に子どもがそうした状態にあることが、子どもの貧困とされています。

子どもの貧困率とは、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということ指しており、平成27年には、13.9%となっています。

### ◆こども110番のいえ

在宅している店や住宅に、子どもが犯罪等で助けを求めてきた際に、犯人または不審者から逃れるための緊急避難及び警察への通報を行う施設として、住民の協力を得て設置しています。

### ◆コミュニケーション能力

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受取られるように工夫して発信する



ことのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受取ることのできる力のことをいいます。

#### ◆コミュニティ・スクール

平成 16 年 9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとしコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことをめざすものです。コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえて、学校を設置する教育委員会が決定します。

### 【さ行】

#### ◆次世代育成支援対策推進法

日本における急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 15 年に施行された法律です。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法でしたが、平成 26 年 4 月に法律が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

#### ◆次代の親

平成 15 年に公布された「次世代育成支援対策推進法」では、市町村行動計画の策定を義務づけていましたが、その策定指針において示された 8 つの基本的視点の 1 つに「次代の親づくりの視点」があり、その内容は、「子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。」としています。

#### ◆児童虐待

保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

#### ◆食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身につける教育の取組のことです。

#### ◆新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、平成 30 年これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、2019 年度から向こう 5 年間を対象とする計画のことです。

児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容としたものです。

#### ◆生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目してとらえ直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取組の一次予防を重視したものになっています。

### 【た行】

#### ◆待機児童

こども園等への入園申込みをしておき、入園要件に該当しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入園できない児童（家庭福祉員等で保育を受けている児童等を除く）のことです。

### 【は行】

#### ◆発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等がこれに含まれます。

#### ◆‰

‰（パーミル：per mille）とは、1/1000を表す言葉のことです。

#### ◆パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

#### ◆ブックスタート事業

親が乳児を抱きながら絵本を読み聞かせて、親子関係を築くきっかけにしたり、子どもの情緒的な成長を促そうとするもので、乳幼児健診等において絵本をプレゼントし、その楽しさを知らせる活動です。

#### ◆骨太の方針2018

「経済財政運営と改革の基本方針」の略称です。首相が座長を務める経済財政諮問会議でまとめられ、毎年の予算編成や税制改正、重要政策に反映されます。「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」に向け、人づくり革命、生産性革命、働き方改革、新たな外国人材の受入れ、経済・財政一体改革の推進の5つの柱を掲げ、今後政府が取り組むべき施策を取りまとめています。

### 【ま行】

#### ◆まちなにわ構想

久御山中央公園やクロスピアくみやまを活用して、「食」戦略に基づいた、住×農×工の交流を促すための都市計画のビジョンのことです。

「憩いと食が楽しめる魅力的な住環境づくり」、「農業を知り、学び、体験できる環境づくり」、「地産地食による健康な就業環境づくり」をめざしていきます。

## 【や行】

### ◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、身体的な能力等の違いに関わりなく、すべての人ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物等様々なものをデザインしようとする考え方です。施設や設備等にとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

### ◆要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関により構成される組織で、保護を必要とする子ども及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。平成 16 年の児童福祉法改正法で、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会」を置くことができると規定されました。

### ◆幼児教育・保育の無償化

認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等を利用する次の子どもが、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

3 歳から 5 歳のすべての子ども（4 月 1 日時点の年齢）

満 3 歳で幼稚園や認定こども園（教育認定）へ入園した場合は、保育料は無償化対象。

（ただし、預かり保育分は非課税世帯のみ無償化の対象）

0 歳から 2 歳の住民税非課税世帯の子ども（4 月 1 日時点の年齢）

## 【わ行】

### ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動などに参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方です。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保などにつながり、有益であるとされています。

**第2期久御山町子ども・子育て支援プラン**

**令和2年3月**

発行：久御山町 民生部 子育て支援課

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

TEL 075-631-9904 0774-45-3905（直通）

FAX 075-632-5933





